

唐太宗・高宗期の帝陵陪葬墓の形成と氏族政策の展開 -太宗昭陵を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀井, 裕之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21311

唐太宗・高宗期の帝陵陪葬墓の形成と 氏族政策の展開

—太宗昭陵を中心に—

堀井裕之

要旨 これまで筆者は唐朝初期の支配集団の形成過程について、太宗（第二代皇帝、在位626～649）の勅命で編纂された『貞観氏族志』を手掛かりに考察を進めてきた。『貞観氏族志』では、支配階級である「士」にあたる氏族を登載し、賢才主義の理念に基づき官品を基準に家格を九等級に分けて定めた。これによって太宗は建国の功臣の家格を上位に位置付けるとともに彼らと通婚関係を結ぶことで南北朝以来の地域対立を克服し、新統一王朝に相応しい新たな支配集団を形成したのである。次の課題として本稿では、高宗（在位649～683）が太宗の氏族政策をどのように継承したのか、同時期に太宗の陵墓である昭陵に広大な陪葬墓群が形成された背景を考察することを通して明らかにした。「陪葬」とは主君・父祖の墳墓の傍らに臣下・子孫を埋葬することである。太宗は生前より自らの陵墓に建国の功臣と皇子・公主夫婦の陪葬を命じたが、その政策は高宗にも継承された。その目的は建国の功臣を勲功に応じて序列化して顕彰することにある。対象の功臣は太宗が理想とする賢才主義的士大夫像とも一致しており、『貞観氏族志』でも高い家格に位置付けられた。ところが、『貞観氏族志』を改訂した高宗の『姓氏録』の編纂を経ても、唐朝公認の官品を基準にした氏族の序列は官僚層に受け入れられず、山東門閥を重んじる南北朝時代以来の門閥観を払拭することができなかった。その対策として太宗と高宗は昭陵に「功臣」を陪葬することで賢才主義的士大夫を顕彰し、唐朝が定めた氏族序列を社会に深く根付かせようとしたのである。なお、高宗の功臣顕彰と氏族政策は皇后である則天武後の意向も反映されていた。彼女は後に武周政権（690～705）を建立し科挙官僚を重用したが、その人材登用は太宗・高宗の賢才主義的理念を継承している。従来、武周と唐朝の政治路線については断絶していることが強調されてきたが、太宗の政治路線の延長線上に武周政権が登場した側面もあるのである。

キーワード：太宗，高宗，則天武后，氏族政策，昭陵陪葬墓

はじめに

筆者はこれまで唐朝政権の形成過程について氏族政策に注目して考察を進めてきた。本稿でいう「氏族政策」とは、支配階級である「士」と被支配階級たる「庶」を厳密に区別したうえで、「士」を輩出する氏族を認定する、または序列を定めたりするなどして、王朝権力のもとに氏族を編成しようとする政策のことを指す。拙稿「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策」(『史林』第95巻4号, 2012年, 以下拙稿①と略す)では、太宗(李世民, 第二代皇帝, 在位626～649)が『貞観氏族志』の編纂を通して「士」を輩出すべき氏族の範囲を限定したうえで、賢才主義の理念に基づいて、関隴(西魏・北周)・山東(東魏・北齊)・南朝(江南)の地域と前代の王朝によって分類された系統、あるいは門閥・非門閥などの家柄にも拘泥せず、各氏族の代表者が保有する唐朝の官品をもって家格を定めたことを明らかにした。この太宗の氏族政策こそが唐朝政権の政治体制の柱となったものであり、その性格を解明するための有効な視座となるものなのである。その続編の拙稿「唐太宗の婚姻政策再考」(『唐代史研究』第22号, 2019年, 以下拙稿②と略す)では、拙稿①の成果をふまえて、太宗の婚姻政策について論じた。「婚姻政策」とは、唐室李氏が公主の降嫁、宗室諸王(高祖・太宗の皇子)の王妃の選定を介して他の氏族と通婚関係を結ぶ政策のことである。この婚姻政策は、氏族政策と功臣政策(建国の功臣の論功行賞のための一連の施策)と連動しており、宗室諸王と功臣の家を中核とする支配集団が形成されたこと、太宗の氏族政策・功臣政策・婚姻政策は賢才主義の理念が貫かれていることを明らかにした。

次に課題としたいのが拙稿①②で論じた太宗の政治路線が第三代の高宗(李治, 在位649～683)にどのような影響を与えたのか解明することである。まさしく太宗から高宗にかけては唐朝の基盤が確立し世界帝国が形成される重要な時期であり、しかも、高宗の皇后で後に武周政権(690～705)を立てた則天武後の台頭の時期とも重なっている。この問題を検討することは、太宗によって確立した唐朝政権の性格の解明につながるだけでなく、次の武周政権の形成過程を考えるうえでも大きな手掛かりともなるのである。

さて、夙に陳寅恪氏によって太宗と高宗・則天武後の政治路線の間には断絶があることが指摘されている⁽¹⁾。その論拠として陳氏は、西魏・北周・隋・唐と政権中核を担ってきた関隴集団が則天武後の攻撃によって崩壊したこと、長安から洛陽に遷都し関中から山東へ政権基盤の重点が移ったこと、関隴集団に替わり科挙官僚が台頭し「南北朝之貴族階級」が破壊されたことなどを挙げている。高宗の時期を唐朝の転換点と位置付けたのである。しかしながら、太宗の氏族政策・功臣政策は高宗にも継承されている。前者については、『貞観氏族志』に続く『姓氏録』が編まれた。何れも氏族を格付けるうえで官品が基準となった方針が貫かれていたことは、かつて池田温氏⁽²⁾によって詳論された通りである。一方、後者についても高宗朝では度々

建国の功臣の顕彰が行われている。そうであるならば、一概に太宗・高宗の間に政治路線の断絶があるとは言えないのではないだろうか。むしろ、両者の政治路線が一貫したものであった可能性も想定すべきではないだろうか。

太宗・高宗期の氏族政策・功臣政策はどのように展開したのだろうか。ここで注目したいのが功臣政策の一環として制定された帝陵陪葬制度である。「陪葬」とは主君・父祖の墳墓の傍らに臣下・子孫を埋葬することで、太宗は生前より自らの陵墓の昭陵と父高祖の献陵に建国の功臣の陪葬を命じたが、その政策は高宗にも継承され広大な陪葬墓群が形成されている。功臣政策の中でも本政策を中心的に取り上げる理由として次の三点を挙げる。第一に太宗の発案によって功臣の帝陵陪葬が実施されたが、大部分の功臣が高宗期に昭陵へと陪葬されており、功臣陪葬が二代に跨る一貫した政策であったことが明確に読み取れるからである。第二に献陵・昭陵の陪葬墓は唐代のみならず中国史上最大規模のものであり世襲刺史が廃止されて以降は功臣政策のなかでも最も恩典に預かった者が多く、これに相応する国費が注がれているからである。第三に陪葬の対象となったのは功臣に加えて外戚（皇后あるいは皇女の婚である駙馬の一族）・宗室諸王（太宗の皇子・皇弟）も含まれており、氏族政策で重視された氏族と共通しているからである。特に第三の点は、これまでの拙稿で詳しく触れることができなかった陪葬政策と氏族政策の関連性が示唆されよう。以上の理由から帝陵陪葬墓の形成は太宗から高宗、その背後にいる則天武後の政治路線の変遷を考えるうえで大きな手掛かりとなるのである。

本稿では、太宗・高宗期の帝陵陪葬墓群の造営と氏族政策が密接な関係にあったことを論証することを通して太宗・高宗の政治路線について考察し、唐朝政権の性格の一端を解明する。

第1章 唐代帝陵陪葬制度の概要と先行研究

それでは太宗によって制定された唐代の帝陵陪葬制度とはどのようなものであったのだろうか。その概要について述べておこう。唐朝が創業から守成へと転じようとしていた貞観十一年(637)二月丁巳(2日)、太宗は長安北西約60kmに聳える九嶷山を自らの陵墓(昭陵)の地と決めて、以下に掲げる「九嶷山卜陵詔」を發布した⁽³⁾。

有隋之季，海内横流，豺狼肆暴，吞噬黔首。朕投袂発憤，情深拯溺，扶翼義師，濟斯塗炭。頼蒼昊降鑑，股肱宣力，提劍指麾，天下大定。此朕之宿志，於斯已畢。猶恐身後之日，子子孫孫，習於流俗，循循常礼，加四重之櫛，伐百祀之木，勞擾百姓，崇厚園陵。今預為此制，務從儉約。於九嶷之山，足容棺而已。

有隋の季、海内横流し、豺狼暴を肆^{ほしまま}にして、黔首を吞噬す。朕袂を投じて発憤し、情は拯溺に深し、義師を扶翼し、斯の塗炭を濟う。蒼昊の降鑑、股肱の宣力に頼り、劍を掲げ指麾し、天下大いに定まる。此れ朕の宿志は、斯こに於いて已に畢る。猶お身後の日、子子孫孫、流俗に習い、猶お常礼^{したが}に循い、四重の櫛を加え、百祀の木を伐り、百姓を勞擾し、

園陵を崇厚するを恐る。今預め此の制を為して、務めて儉約に従う。九嶷の山に於いて、棺を容れるに足るのみ。

太宗は自らの半生について、股肱の臣の尽力によって、隋末の大乱を平定して天下を治めるという宿願を達成できたと回顧し死後は薄葬するように命じたうえで、以下のように創業の功臣たちの功労に酬いるために陪葬の恩典を与えるように命じた。

又佐命功臣、或義深舟楫、或謀定帷幄、或身摧行陣、同濟艱危、克成鴻業。追念在昔、何日忘之。使逝者無知、咸婦寂寞。若宮魂有識、還如疇曩。居止相望、不亦善乎。漢氏使將相陪陵、又給以東園秘器。篤終之義、恩意深厚、古人豈異我哉。自今已後、功臣・密戚及德業佐時者、如有薨亡、宜賜塋地一所、及給以秘器⁽⁴⁾、使窆窆之時、喪事無闕。所司依此宮備、稱朕意焉。

又た佐命の功臣、或いは義は舟楫に深く、或いは謀は帷幄に定め、或いは身は行陣に摧き、共に艱危を濟い、克く鴻業を成す。在昔を追念し、何ぞ日ごとに之を忘れんや。逝く者をして知る無からしめば、咸な寂寞に婦す。若し宮魂に識有れば、還た疇曩の如し。居止相い望むこと、亦た善しからずや。漢氏將相をして陪陵せしめ、又た給するに東園の秘器を以てす。篤終の義、恩意深く厚きこと、古人豈に我と異ならんや。今自り已後、功臣・密戚及び德業もて時を佐くる者、如し薨亡あれば、宜しく塋地一所を賜うべし、及び給するに〔東園の〕秘器を以てし、窆窆の時をして、喪事は闕無からしめよ。所司此れに依り宮み備え、朕が意に称え。

この詔勅によれば、昭陵陪葬の栄典に浴したのには、「佐命功臣」・「德行佐時者」・「密戚」と表現される人々であった。来村多加史氏・張沛氏によって整理された帝陵陪葬者のリスト⁽⁵⁾に基づいて述べれば、昭陵に陪葬されるべき「佐命功臣」とは、太宗直属の部下として唐朝の創業と天下平定を助け、玄武門の変で功績があった長孫無忌・房玄齡・杜如晦といった功臣たちである。「德行佐時者」とは、太宗の即位後に登用されて恩遇を受けた魏徵に代表される宰相・重臣たち、あるいは、唐の天下統一と外征による版図拡大に赫々たる武勳を挙げた李靖・李勣などの名将たちが該当する。彼らは所謂「貞觀の治」の立役者たちであった。「密戚」とは、太宗の皇子とその王妃、公主とその駙馬などの肉親や外戚たちを指す。各陪葬者の属性は、詔勅のように明確に分類しきれるものではなく、複数の属性を有する者も少なくない。また、彼らは拙稿②で考察した建国の功臣を代表する「凌煙閣二十四功臣」の属性と一致し、公主の駙馬は氏族政策・婚姻政策で重視された外戚や功臣の子弟を多く含んでいる。そのほか前掲の詔勅には記されていないが、唐朝が領域を拡大する過程で服属した遊牧部族の首領や、長孫皇后のほかに太宗の寵愛を受けた後宮の妃嬪、それに仕えた宮人なども陪葬の栄誉に浴したことも既によく知られている。こうして「昭陵陪葬墓分布示意图」（本稿末尾）に示されているように九嶷山の中腹から南側の山麓にかけての一角が陪葬者の墓域として区画され、有資格者を陪

葬していった。こんにち、昭陵の陪葬墓の数は確認されているものだけでも193基にもものぼる⁽⁶⁾。さらに太宗は陪葬制度を父高祖の献陵にも適用した。献陵は陝西省富平県と三原県の県境にあり、九嶷山を陵体とした昭陵と異なり平地に覆斗型墳丘を造営する伝統的な形式を採っている。2011年1月～5月に実施された陝西省考古研究院の調査によると、93基の陪葬墓が献陵の北部から東北部にかけて広がる荆山原に分布している⁽⁷⁾。その陪葬者の特徴は昭陵と基本的に合致するが、皇子・公主は高祖の所生、妃嬪も高祖の後宮の女性であり、陪葬された文武の功臣たちも太宗よりも高祖と親しい関係であることに相違点がある⁽⁸⁾。

このように太宗・高宗期にかけて中国史上最大級の規模の広大な陪葬墓群が造営された背景はどのようなものであったのだろうか。この問題について先行研究では深く追求されてこなかった。かつて1980年代に唐代の帝陵陪葬の研究に先鞭をつけた孫遲氏は、その目的について、上掲の「九嶷山卜陵詔」をふまえて、恩典を賜与して功臣を懐柔しその家を唐朝支配集団に組み込もうとしたことを指摘したが、その結論は一般論の範疇を出ない⁽⁹⁾。

近年の研究では、昭陵陪葬墓の発掘成果や碑刻・墓誌史料を網羅的に活用した沈睿文氏・程義氏が昭陵と陪葬墓の配置から陵園の設計思想を解明することを試みている⁽¹⁰⁾。何故、広大な陪葬墓を造営せねばならなかったかについて、沈氏は孫遲氏が提示した一般論の範疇を出ず、程氏は唐建国期の皇帝と功臣の関係が強固であったことを理由に挙げているが、君臣関係が親密である故に陪葬墓を造営すると考えるのはやや発想が飛躍しているのではなかろうか。その手段が陪葬である必然性はあまり感じられない。また、伍伯常氏が昭陵陪葬の功臣を唐初政権の支配集団を代表する存在と規定し閹隴集團説⁽¹¹⁾をふまえて功臣の出自を分類し太宗が閹隴集團に固執しない普遍的な体制を目指したことを指摘したうえで、昭陵に陪葬墓を作り地方勢力でもあった功臣たちの埋葬地を郷里から強制的に帝陵に移すことでその地盤を奪い王朝への依存度を強化するための強幹弱枝策と結論する。しかしながら地方勢力の代表的存在である山東門閥は崔民幹の外甥崔敦礼の1例しか陪葬の榮譽を賜与されておらず説得力に乏しい⁽¹²⁾。

そのほか、「皇后の礼」で陪葬された新城長公主墓の墓葬等級を明らかにした傅江氏⁽¹³⁾、突厥人執失奉節が昭陵に陪葬された背景を論じた石見清裕氏⁽¹⁴⁾など、個別の事例に焦点を当てた研究もある。

以上の先行研究を総括すると、基本的に帝陵陪葬制度に関しては孫遲氏以来の一般論的理解にとどまり、広大な陪葬墓群が形成された時代背景を明らかにしていないのが現状である。拙稿②で指摘したように太宗の氏族政策・婚姻政策と連動していた功臣政策の一環として陪葬制度が定められたとすれば、広大な陪葬墓群が形成されたのは当時独自の政治的背景を考える必要があるのではないだろうか。帝陵陪葬制度が三つの政策の中でどのように位置付けられるのか明らかにするためには、まず、帝陵陪葬墓の造営にはどのような政策目的があったのか考察する必要がある。その問題を解明する手がかりとなるのが、陪葬者に与えられた様々な「喪葬」

儀礼に関わる恩典である。そこで次章では陪葬者の恩典の分析を通して帝陵陪葬墓が造営された目的を探ってみたい。なお、昭陵陪葬墓の数量は献陵の2倍であり、創業の功臣で陪葬された者が献陵でわずか8名に止まるのに対して大部分が昭陵へと陪葬されている。従って本稿では昭陵陪葬墓を中心に考察を進め、献陵の事例については参考データとして適宜参照するものとする。

第2章 喪葬恩典からみた帝陵陪葬制度の目的

第1節 陪葬者への喪葬恩典

唐代の喪葬儀礼及びその制度を考察した呉麗娛氏の研究⁽¹⁵⁾によれば、帝陵に陪葬された者の喪葬儀礼の格式は「詔葬」に該当する。「詔葬」とは、三品以上の文武大臣の中でも特に功績が高い者の喪葬待遇を定めた制度で、前代にも存在したが、唐代ではまさに帝陵陪葬制度とほぼ軌を一にして開始されたものであり、昭陵陪葬者の喪葬儀礼も「詔葬」の格式が適用された。まず、呉氏が「詔葬」の典型的事例の一つとして挙げ、かつ昭陵陪葬の功臣の中でも最高級の待遇が与えられた李勣の事例に基づき、陪葬者の喪葬恩典の具体的内容についてみよう。「李勣墓誌」⁽¹⁶⁾によると、彼の喪葬恩典は、以下のようなものであった。

以総章二年十二月三日薨，春秋七十有六。天子撫牀沫泣，去籥纏悲，哭于別次，哀声外激。文武在列，不勝感歎。特詔輟朝七日。…中宮悼切宗臣，事均於吳漢，副后痛殷良傅，情深於杜夷。藩枝委奠而含悽，列辟望廬而揮涕。…有詔冊贈太尉・使持節・大都督・揚和滌宣歙常潤七州諸軍事・揚州刺史。給班劍冊人，加羽葆鼓吹，賜布帛二千五百段。米粟副焉。凶事所須，務從優厚，并賜東園秘器。仍令司禮大常伯・駙馬都尉楊思敬，司稼少卿李行詮監護。粵以三年歲次庚午二月甲辰朔六日己酉，陪葬於昭陵。儀仗送至墓所往還。有司考行，諡曰貞武公。其墳象烏德韃山及鉄山，以旌平〔薛〕延陀・〔高〕句麗之功也。遺命薄葬，優詔許焉。皇上親製碑文，以光粹烈。

総章二年（669）十二月三日を以て薨ず，春秋七十有六なり。天子（高宗）牀を撫して沫泣し，籥を去りて悲を纏い，別次に哭し，哀声は外に激す。文武列に在り，感歎に勝えず。特に詔して朝を輟むこと七日とす。…中宮（武后）悼みて宗臣を切にすること，事は吳漢に均し，副后（皇太子）痛みて良傅を殷すること，情は杜夷より深し。藩枝（宗室諸王），奠を委ね而して悽を含み，列辟（文武百官）廬に望み而して涕を揮う。…詔有り冊して太尉・使持節・大都督・揚和滌宣歙常潤七州諸軍事・揚州刺史を贈る。班劍冊人を給す，羽葆鼓吹を加え，布帛二千五百段を賜う。米粟は焉に副う。凶事の須いる所，務めて優厚に従い，並びに東園の秘器を賜わる。仍りて司禮大常伯・駙馬都尉楊思敬，司稼少卿李行詮をして監護せしむ。粵こ〔総章〕三年（670）歳次庚午二月甲辰朔六日己酉を以て，昭陵に陪葬す。儀仗送りて墓所に至りて往還す。有司考行し，諡して貞武公と曰う。其の墳は

烏德韃山及び鉄山を象り、以て〔薛〕延陀・〔高〕句麗を平らげるの功を旌すなり。遺命は薄葬、優詔もて許す。皇上親ら碑文を製し、以て粹烈（美しい功績）を光かす。

墓誌には「凶事の須いる所、務めて優厚に従い」とあるように、呉氏によると「詔葬」される者は、「喪葬令」で定められた一般官僚の喪葬の規定は適用されず、被葬者ごとに別に詔勅が発布されて各種恩典の内容が定められた。高宗が与えた李勣の喪葬恩典は以下のようなものであり、列挙した恩典は他の陪葬者とも基本的に共通する。

- ①皇帝が故人のために特別に哭礼（哀礼）を行い、故人との関係や勲功に応じて期間を定めて、1～7日間にわたり輟朝（廢朝）して哀悼を示す⁽¹⁷⁾。
- ②故人の業績に応じて贈官・諡号を与える。
- ③賻贈（賻贈）として絹布・米粟を支給する。
- ④葬列のために鹵簿を用意し、故人宅・墓所を往復させる。李勣の場合は儀仗兵として班劍40人、楽隊である羽葆鼓吹が給された。
- ⑤監護使が喪事を監督し、喪事にかかる費用はすべて官給で行う。李勣の場合は礼部尚書が監護使を務めたが、監護使に任命されるのは基本的に鴻臚卿もしくは鴻臚少卿で、多くの場合は四～五品官が攝官して喪葬儀礼を監督する⁽¹⁸⁾。
- ⑥塋地（墓園）・東園の秘器⁽¹⁹⁾を下賜する。
- ⑦墳墓を造営し、墓碑を立て故人の事跡を顕彰する。

また、「李勣墓誌」には明記されていないが、上記のほかに、⑧詔勅を下して文武百官に会葬させることや、⑨葬儀の際に少牢（犠牲・供物）・礼料を贈り、葬列が都城から埋葬地へ向かう際には、使者を郭門に遣わして束帛・馬を贈ることなどが行われた。さらに⑩葬儀の際に用いる幔幕・車服などの器物が下賜され、労働力として手力が給され、⑪被葬者が任地など他所で亡くなった場合は、遺族のもとへ遺骸を送り届けるため靈輿・手力を給し、馬車をもって運送させた。①～⑤、⑧～⑪は喪葬儀礼、⑥～⑦は墓葬等級に関わる恩典である。

陪葬者への各種恩典は言うまでもなく、皇帝が功臣へ榮譽を授けることによって死者への哀悼と恩寵・殊遇を天下に示すためにあるが、それと同時に、①②⑦に端的に示されるように、被葬者の功績を顕彰するという意図が貫かれていたことは見逃してはならない。また、陪葬の際に功臣に賜与された恩典の事例を集めていくと、陪葬者を身分や功績によって恩典に差異を設け序列化化していることが見えてくるのである。以下、検討を加えたい。

第2節 喪葬儀礼に関わる恩典

まず、陪葬者ごとに保有する品階の高い順に喪葬儀礼にかかる恩典である賻贈（布帛・米粟）の支給額、輟朝の日数、葬送鹵簿の格式などを整理してみた。それが表1「昭陵陪葬者の喪葬恩典一覧表」（本節末尾）である。

輟朝 昭陵に陪葬された者で輟朝の日数が判明する事例は12例ある。輟朝は三品以上の官僚が死亡した際に行われ、一品は3日間、二品～五品は1日と規定されていた⁽²⁰⁾。これを実際に陪葬者の事例と対照させると、基本的に一品以上—3日という事例が5例（No. 3, 4, 10, 12, 13）、二品以下—1日というものが2例（No. 31～32）確認でき、原則的に輟朝が規定通り官品を基準に行われたことがうかがえ、輟朝の期間が不明とされるものは、基本的にこの規定に沿って輟朝が行われたと思われる。

一方で、規定外の事例が存在する。No. 1 李勣の7日、No. 6 魏徵の5日は一品の規定を超えた格別の待遇を与えられている。魏徵は太宗により特別な恩顧を受けた宰相であり、李勣は創業期の統一戦争で大きな武功を挙げただけでなく、東突厥・高句麗・薛延陀を平定して唐朝の版図を押し広げた元勳である。さらに則天武后立後の立役者でもあり、高宗・武后夫婦の信頼も厚かった。また、三品官でありながら一品と同等である3日間にわたって輟朝された者としてNo. 29 李大亮、No. 30 張胤の例がある。李大亮は『旧唐書』卷六二・本伝によると、高宗が皇太子に立てられた時に左衛大將軍・太子左衛率を兼ねて皇宮と東宮の宿衛を統率し、太宗が高句麗に遠征した時は特に彼に命じて房玄齡とともに長安の留守をまかされた。張胤は『新唐書』卷一八九上・儒学伝上によると、李淵がまだ太原留守であった時に招いた賓客の一人で、若き日の太宗に『春秋左氏伝』を講義したという。太宗は皇帝となった後に国子祭酒に任命して彼の学恩に酬いた。輟朝が規定より優遇された者は、皇帝と特に親密な関係にあった者で、官品のほかに皇帝との個人的な関係や国家への貢献度が輟朝の日数を左右したのである。

賻贈 その支給額について、唐制では、『通典』卷八六・凶禮八・喪制之四・賻贈・大唐によると、以下のような規定が設けられていた⁽²¹⁾。

大唐制、諸職事官薨卒、文武一品、賻物二百段、粟二百石、二品、物一百五十段、粟一百五十石。三品、物百段、粟百石。…其別敕賜者、不在折限。

大唐の制、諸そ職事官が薨卒すれば、文武一品、賻物二百段、粟二百石、二品、物一百五十段、粟一百五十石、三品、賻物百段、粟百石なり。…其の別敕もて賜わる者、折限に在らず。

賻贈は官品によって支給額が定められていたが、「別敕」で賜与されたものには一般の規定が適用されなかった。陪葬者は詔葬の格式が適用されたので、「別敕」によって賻贈の数量が決められたのである。表1によると、陪葬者の大部分が一般官僚の規定の二倍から十倍にのぼる額が支給されていることがわかる。また、同じ正一品でも、賻贈の支給額が1500～2500と各人で差があり、陪葬者の品階と支給額との厳密な対応関係は読み取れない。No. 14 温彦博が正二品でありながら、従一品のNo. 8 楊恭仁より布帛が多く、従二品のNo. 20 阿史那忠が彼より官品が高い正二品のNo. 16～17 張士貴・周護と同等額を支給されているなど、官品の高低と支給額の大小が食い違う事例もある。

しかしながら、場当たりの支給額を定められていたわけではない。大まかな傾向として、官品が上位にあるほど支給額が高いことが読み取れるので、品階が贈贈の額を決める一つの基準となったとみてよい。さらに事例の中には、表2 No.9～10 程知節・唐儉, No.16～17 張士貴・周護と、官品・諡号が共通する者が同額の贈贈を支給されているものもある。ここからは、詔葬と言えども、贈贈額には一定の規定があったことが読み取れよう。唐制では諡号は三品以上の者に与えられ、太常寺が故人の政績を審査したうえで定めた⁽²²⁾。となれば、贈贈は被葬者の品階以外に生前の功績も考慮されたであろう。官品の高低が必ずしも支給額に反映されないのは、事例を個別に検討する必要もあるが、官品の他に功績の大小も加味されたものと推定できるのである。

〔鹵簿〕 唐制では四品以上の職事官に正冬朝会・婚葬において鹵簿・鼓吹の使用が許されていた。殆どの陪葬者の鹵簿の規模は不明だが、基本的には官品に応じて定められたと思われる⁽²³⁾。ただし、正一品の皇子・功臣については規定外の待遇として、共通して班劍40人・羽葆鼓吹が給された⁽²⁴⁾。「班劍」とは皇帝専用の儀仗兵であり、「羽葆鼓吹」とは皇帝・皇后の鹵簿の一部を構成する楽隊である。唐制では、これらの儀仗の使用については一品官でも認められていない。石井仁氏によると、班劍・羽葆鼓吹を臣下の葬送に供することは、前漢の霍光に始まる輔政の宰相・元勳に与えられた殊礼とされる⁽²⁵⁾。それは、陪葬者が太宗の治世を支えた元勳であったことを顕彰するための破格の栄典なのである。

以上、陪葬に伴う喪葬恩典を分析すると、官品と勳功を基準にして輟朝の日数・贈贈の支給額・鹵簿の規模を定め、陪葬者を序列しようとしたことが見えてくるのである。

表1 「昭陵陪葬者の喪葬恩典一覧表」

No.	姓名	経歴	年代	官品	贈官	諡	輟朝	鹵簿		出典
								布帛	米粟	
1	李勣	太宗・高宗宰相	670 葬	正 一	太尉・揚州大都督	貞武	7	2500	2500	旧67, 新93, 李勣墓誌(54), 李勣碑(66)
2	高士廉	秦府左右太宗宰相	647 葬		司徒・并州都督	文献	?	2000	2000	
3	房玄齡	秦府左右太宗宰相	648 卒		太尉・并州都督	文昭	3	2000	2000	旧66, 新96, 冊319
4	尉遲敬德	秦府左右	659 葬		司徒・并州都督	忠武	3	1500	1500	
5	李福	太宗第13子 趙王	671 葬		司空・荊州大都督	?	?	2000	1000	旧76, 新80, 李福墓誌(59)
6	魏徵	太宗宰相	643 卒		司空・相州都督	文貞	5	1000	1000	
7	李靖	太宗宰相	649 卒		司徒・并州都督	景武	?	?	?	李靖碑(34), 旧67, 新93, 冊319

8	楊恭仁	太宗重臣	640 葬	從一	開府儀同三司・潭州都督	孝	?	1000 ?	?	旧 62, 新 100, 楊恭仁墓誌 (3)	
9	程知節	秦府左右	665 葬		驍騎大將軍・益州大都督	襄	?	1000 1000	?	旧 68, 新 90, 程知節墓誌 (28), 程知節碑 (47)	
10	唐儉	太原元從 秦府左右	656 葬		開府儀同三司・并州都督	襄	3	1000 1000	?	旧 68, 新 89, 唐儉墓誌 (28), 唐儉碑 (90)	
11	崔敦礼	太宗重臣 高宗宰相	656 葬		開府儀同三司・并州大都督	昭	?	800 800	?	旧 81, 新 106, 崔敦礼碑 (76)	
12	劉弘基	太原元從	650 卒		開府儀同三司・并州都督	襄	3	?	?	旧 58, 新 90	
13	許敬宗	秦府左右	672 卒		開府儀同三司・揚州大都督	恭	3	?	?	旧 82, 新 223 上, 冊 319	
14	温彦博	太宗宰相	637 葬		正二	特進	恭	?	2000 ?	?	貞 6, 旧 61, 新 91, 温彦博碑 (2)
15	段志玄	太原元從 秦府左右	642 葬	輔国大將軍・揚州都督		忠壯	?	500 1000	?	旧 68, 新 89, 段志玄碑 (4)	
16	張士貴	秦府左右	657 葬	輔国大將軍・荊州都督		襄	?	700 700	?	張士貴墓誌 (30)	
17	周護	秦府左右	658 葬	輔国大將軍・荊州都督		襄	數日	700 700	?	周護碑 (35)	
18	豆盧寬	秦府左右	650 立碑	特進・并州都督		定	?	□百 300	?	旧 90, 新 114, 豆盧寬碑 (19)	
19	馬周	太宗宰相	648 卒	中書令・幽州都督		忠	?	?	?	旧 74, 新 98, 馬周碑 (62), 冊 319	
20	阿史那忠	東突厥	675 葬	從二		鎮軍大將軍・荊州大都督	貞	?	700 700	?	阿史那忠墓誌 (63) 阿史那忠碑 (65)
21	李孟常	秦府左右	666 葬			荊州大都督	襄	?	500 500	?	李孟常碑 (50)
22	杜君綽	秦府左右	662 卒			荊州大都督	襄	2	400 400	?	杜君綽碑 (43)
23	王君愕	高句麗遠征で殉職	647 葬	正三	左衛大將軍・幽州都督・邢国公	?	?	? 1200	?	王君愕墓誌 (10), 旧 90, 冊 384	
24	吳黑闥	秦府左右	669 葬		代州都督	忠	?	500 ?	?	吳黑闥碑 (53)	
25	牛進達	秦府左右	651 葬		左驍衛大將軍・幽州都督	壯	?	300 ?	?	牛進達墓誌 (22)	
26	許洛仁	太原元從 秦府左右	662 葬		代州都督	勇	?	200 ?	?	許洛仁碑 (42)	
27	孔穎達	秦府左右 太宗重臣	648 卒		太常卿	憲	?	100 ?	?	旧 73, 新 198, 孔穎達碑 (14)	
28	薛収	秦府左右	655 葬		定州刺史・太常卿	獻	一	□百 ?	?	旧 73, 新 98, 薛収碑 (26)	
29	李大亮	太宗重臣	644 卒		兵部尚書・秦州都督	懿	3	?	?	旧 62, 新 99	

30	張胤 (後胤)	太原元從 太宗の師	658 卒	礼部尚書	康	3	?	?	張胤碑 (33), 旧 189 上, 新 198, 冊 784
31	褚亮	秦府左右 太宗重臣	貞觀末	太常卿	康	1	?	?	褚亮碑 (74), 旧 72, 新 102
32	姚思廉	秦府左右 太宗重臣	637 卒	太常卿	康	1	?	?	旧 73, 新 102
33	李思摩	東突厥可 汗	647 葬	兵部尚書・夏州都督	順	?	?	?	旧 194 上, 新 215 上, 冊 384, 李思摩墓誌 (12)
34	鄭仁泰	秦府左右	664 葬	代州都督	襄	?	?	?	鄭仁泰墓誌 (44)

【凡例】◆経歴：「太原元從」＝李淵の太原挙兵以来の功臣。「秦府左右」＝秦王府に仕えた功臣，玄武門の変の功臣。「太宗重臣」＝太宗即位以降に重用されたが宰相までには至らなかった者。◆官品は陪葬者が獲得した生前の散官・職事官・贈官の中で最も高い品階を採った。◆官品：官品については『唐六典』、『旧唐書』職官志、『新唐書』百官志などを参照。◆出典：旧＝『旧唐書』新＝『新唐書』貞＝『貞觀政要』冊＝『冊府元龜』数字は典拠とした巻数。碑誌類に注記した数字＝張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社，1993年）の所載頁数

第3節 墓葬等級に関する恩典と昭陵陪葬墓の含意

昭陵陪葬墓には、功臣の事跡を顕彰するために一般の官僚墓には見られない独自の墳丘形式を採用したものや、墓園に特別な石刻を設置した功臣墓が存在する。

まず、昭陵陪葬墓の墳丘型式についてであるが、胡元超氏の研究⁽²⁶⁾によると、墓葬等級が高い順に因山為墓型・覆斗型・為塚象山型（山型墳丘）・円錐型の四つに分類される。因山為墓型は昭陵本体と同じく山を封土に見立てた型式で、太宗が最も信頼を寄せた宰相魏徵と長孫皇后崩御後の後宮で最も高い貴妃の位にあった韋珪の墳丘に採用された。覆斗型は嫡出の皇子・公主に用いられる型式で、為塚象山型は特別な功臣に採用されたものである。そのほかの庶出の皇子・公主や一般の功臣は円錐型が用いられた。ここでも、喪葬恩典と同様に身分・勲功によって異なる墳丘型式を用いて被葬者を序列していく様子が看取されるのである。

ところで、この功臣の序列化とは異なる意図も反映したのが、為塚象山型墳丘を採用した功臣墓である。この型式は李靖・李勣・阿史那社爾・李思摩（阿史那思摩）らの墳丘に適用されたが、その含意は墓主が唐朝の将軍として征服した勢力・地域を象徴する名山を墳丘で象ること、その武功を顕彰するというものであった。例えば、李靖は東突厥・吐谷渾を征服したため陰山・積石山の二山を墳丘に象った。李勣墓は烏德鞬山・鉄山・陰山の三山を象ったもので、墓主の東突厥・薛延陀・高句麗を征服した功績を記念している。同じく阿史那社爾墓が西域の要衝である葱山（葱嶺，パミール高原の山岳地帯）の形が採用されたのは、西域の龜茲国を征服した墓主の武功を反映している⁽²⁷⁾。

以上の三名とは、李思摩はやや性格を異にする事例である。彼の場合、唐朝の版図拡大に貢献したような大きな武功はない。その墳丘を白道山をかたどったことが、『旧唐書』卷一九四上、『新唐書』卷二一五上・突厥伝に附される列伝と墓誌に記されているが、具体的な理由は記されていない。白道山は陰山山脈を構成する山岳のひとつで、陰山の北側が漠北であり東突厥の領域であった。その滅亡後の貞觀十二年（638）に李思摩は太宗によって可汗に擁立されて一

時期ではあるが漠北の突厥遺民の統治を委任された。この事績が墳丘を白道山に象った理由であると思われる⁽²⁸⁾。

次に秦叔宝墓に設置された特別な石刻について述べたい。『旧唐書』卷六八・本伝によると、
〔貞観〕十二年卒。贈徐州都督，陪葬昭陵。太宗特令所司就其塋内立石人馬，以旌戰陣之功焉。

〔貞観〕十二年卒す。徐州都督を贈り，昭陵に陪葬せしむ。太宗特に所司をして其の塋内に就いて石人馬を立てしめ，以て戰陣の功を旌わすなり。

とあって、秦叔宝の墓園内には、その「戦陣之功」を顕彰するために「石人馬」が設置された。彼は『旧唐書』本伝によると、太宗直属の部将として常に群雄討伐に従軍し、玄武門の変でも功績を挙げたが、貞観年間以降は病気がちで、特に大きな戦功をあげていない。ここで言う「戦陣之功」とは、主に唐朝の統一戦争での功績を指すものであろう。

以上に考察した墓葬等級に関わる恩典に共通するのは、墓主が巨大な武勲を挙げ、太宗とともに天下統一を果たし四夷を征服したこと、言い換えれば、墓主の貢献によって大唐帝国の版図が築きあげられたことを記念して顕彰していることである。そうした功績は大小の差こそあれ、その他の昭陵陪葬の功臣も共通しており、特別な功臣墓の含意は、昭陵陪葬墓全体に貫かれていた。単に功臣の褒賞を目的とするのみで広大な昭陵陪葬墓が造営されたわけではないのである。

第3章 太宗・高宗の功臣政策における帝陵陪葬制度の位置付け

帝陵への功臣陪葬は、拙稿②によると建国の論功行賞とその事績の顕彰を目的とした「功臣政策」の一環であった。一連の政策のなかで功臣の陪葬はどのような役割を果たしたのであろうか。その問題を考えるにあたって、拙稿②によって太宗の功臣政策の概要について述べておく。帝陵陪葬制度も含む太宗の功臣政策を列举して示すと、以下の通りである。

[太宗期の功臣政策]

- ①武徳九年（626）十月癸酉（18日）、唐朝創業の功臣43名に食実封を与える（『旧唐書』卷二・太宗紀上・武徳九年十月癸酉の条、『旧唐書』卷五七・劉文静伝）。
- ②貞観五年（631）九月、功臣9名の子弟に封爵を授ける（『冊府元龜』卷六三・帝王部・発号令、『唐大詔令集』卷六五・録勲「長孫無忌等九人各封一子郡県公詔」）。
- ③貞観五年十一月に世襲刺史の人選を開始、同十一年（637）四月、功臣を世襲刺史に任命。なお、貞観十三年（639）二月に廃止（『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝、『冊府元龜』卷一二九・帝王部・封建、『唐大詔令集』卷六五・録勲「賜功臣世襲刺史詔」）。
- ④貞観十一年（637）二月、太宗の昭陵に、同十一月、高祖の献陵に宗室諸王（皇子）・功臣・

外戚・公主・駙馬の陪葬を命じる（本稿第1章）。

- ⑤貞観十七年（643）二月、「凌煙閣二十四功臣」の制定。創業の功臣の中から24人を選抜して宮中の凌煙閣にその肖像画を安置して表彰（『旧唐書』卷六五・長孫無忌伝、『冊府元龜』卷一三三・帝王部・褒功、『唐会要』卷四五・功臣、『唐大詔令集』卷六五・録勳「図功臣像於凌煙閣詔」）。
- ⑥婚姻政策。功臣の家と積極的に通婚関係を結ぶ（拙稿②参照）。

拙稿②では太宗の政策における功臣の特徴について、(a) 太原挙兵に参加した者。本稿では便宜的に「太原元従」と呼称する。(b) 太宗の秦王府に仕えていた文武の旧臣で、玄武門の変で太宗の即位に貢献した者。本稿では便宜的に「秦府左右」と呼称する。(c) 唐朝の天下統一と版図拡大に貢献した者。(d) 学問・忠孝・徳行などにより唐朝の創業と安定に貢献した者の四類型に分類した。これらは厳密に区分できるのではなく、例えば貞観の治を支えた名宰相と知られる房玄齡・杜如晦のように(b)と(d)を、複数の特徴を兼ね合わせる者もいる。拙稿②では③世襲刺史、⑤凌煙閣二十四功臣の合わせて25名を功臣の代表格として彼らが功臣政策で与えられた褒賞の内容について整理した。それが表2「太宗期の功臣政策における世襲刺史・凌煙閣二十四功臣の褒賞内容一覧表」である。表2を見ればすぐに気づくようにNo.1長孫無忌・No.5房玄齡・No.6高士廉・No.7尉遲敬徳・No.19程知節などは、ほぼ全ての施策で褒賞を受けており、太宗の功臣への論功行賞が一連の政策であったことがよく理解できる。

表2 太宗期の功臣政策における世襲刺史・凌煙閣二十四功臣の褒賞内容一覧表

No.	姓名	家柄・経歴	⑥婚姻政策	①食実封数	③世襲刺史 (保有官品)	④陪葬	⑤「二十四功臣」制定時の 官爵(保有官品)	出典
				②子弟授爵				
1	長孫無忌	閩隴勳貴 太宗外戚 秦府左右 太宗宰相	皇后1 駙馬3	1300戸	趙州 (正一)	昭陵	司徒・趙国公(正一)	旧65 新105
				一子郡公				
2	李孝恭	閩隴勳貴 唐宗室	—	1200戸	観州 (正一)	献陵	贈司空・揚州都督・河間王 (正一)	旧60 新78
				—				
3	杜如晦	閩中門閥 秦府左右	駙馬1	1300戸	密州 (正一)	—	贈司空・萊国公(正一)	旧66 新96
				一子郡公				
4	魏徵	山東郡姓 太宗宰相	王妃1	—	—	昭陵	贈司空・相州都督・太子太師・鄭国公(正一)	旧71 新97
				—				
5	房玄齡	山東郡姓 秦府左右 太宗宰相	駙馬1 王妃1	1300戸	宋州 (従一)	昭陵	司空・梁国公(正一)	旧66 新96
				一子郡公				
6	高士廉	北齊宗室 秦府左右 太宗宰相	駙馬1	700戸	申州 (正二)	昭陵	開府儀同三司・尚書右僕射・ 申国公(従一)	旧65 新95
				一子県公				
7	尉遲敬徳	山東勳貴 秦府左右	—	1300戸	宣州 (従二)	昭陵	開府儀同三司・鄂国公(従一)	旧68 新89
				一子郡公				

8	李靖	関中郡姓 太宗宰相	—	400 戸	濮州 (正二)	昭陵	特進・衛国公 (従一)	旧 67 新 93
9	蕭瑀	梁宗室 高祖宰相 太宗宰相	駙馬 1	600 戸	—	昭陵	特進・宋国公 (正二)	旧 63 新 101
10	段志玄	山東庶姓 太原元従 秦府左右	—	400 戸 —	金州 (正三)	昭陵	輔国大將軍・贈揚州都督・ 褒国公 (正二)	旧 68 新 89
11	劉弘基	関隴庶姓 太原元従	—	900 戸 —	朗州 (従三)	昭陵	輔国大將軍・夔国公 (正二)	旧 58 新 90
12	屈突通	関隴庶姓 秦府左右	—	600 戸 —	—	—	贈尚書左僕射・蔣忠公 (従二)	旧 59 新 89
13	殷開山	南朝郡姓 太原元従 秦府左右	—	—	—	—	陝東道行台右僕射・鄆国公 (従二)	旧 58 新 90
14	柴紹	関中郡姓 太原元従 駙馬	駙馬 2	1200 戸 —	—	—	贈荊州都督・譙襄公 (従二)	旧 58 新 90
15	長孫順徳	太宗外戚 太原元従 秦府左右	皇后 1 駙馬 3	1200 戸 —	—	昭陵	贈荊州都督・邳襄公 (従二)	旧 58 新 105
16	張亮	山東庶姓 秦府左右	—	400 戸	澧州 (正三)	—	洛州都督・鄆国公 (従二)	旧 69 新 94
17	侯君集	関隴庶姓 秦府左右	—	1000 戸 一子県公	陳州 (正三)	—	光祿大夫・吏部尚書・陳国 公 (従二)	旧 69 新 94
18	張公謹	山東庶姓 秦府左右	—	1000 戸 —	—	昭陵	贈左驍衛大將軍・鄆国公 (正三)	旧 68 新 89
19	程知節	山東庶姓 秦府左右	駙馬 1	700 戸 一子県公	普州 (正三)	昭陵	左領軍大將軍・盧国公 (正三)	旧 68 新 90
20	虞世南	南朝郡姓 秦府左右	—	—	—	昭陵	贈礼部尚書・永興公 (正三)	旧 72 新 102
21	劉政会	山東庶姓 太原元従	駙馬 1	300 戸 —	—	—	贈戸部尚書・渝国公 (正三)	旧 58 新 90
22	唐儉	山東庶姓 太原元従 秦府左右	駙馬 1	600 戸	—	昭陵	光祿大夫・戸部尚書・莒国 公 (従二)	旧 68 新 89
23	李勣	山東庶姓 太宗宰相	—	900 戸 —	蕪州 (従二)	昭陵	光祿大夫・兵部尚書・英国 公 (従二)	旧 67 新 93
24	秦叔宝	山東庶姓 秦府左右	—	700 戸 一子県公	—	昭陵	贈徐州都督・胡国公 (従二)	旧 68 新 89
25	李道宗	関隴勳貴 唐宗室	—	— —	鄂州 (正一)	—	—	旧 60 新 78

【凡例】◆功臣の食実封の戸数については、『旧唐書』巻二・太宗紀上・武徳九年十月癸酉の条、同書巻五六・劉文静伝参照。◆功臣の子弟に爵を授与したことについては、『唐大詔令集』巻六五・録勳「長孫無忌等九人各封一子郡県公詔」、『冊府元龜』巻六三・帝王部・發号令二、貞観五年九月癸亥の条参照。◆丸数字は本章で列举した功臣政策の整理番号に対応させている。◆出典略号：旧＝『旧唐書』 新＝『新唐書』 ※数字は巻数

目を転じて太宗の功臣政策の目的をみると、①～④⑥は功臣の論功行賞を通して功臣本人のみならず子孫にまで恩典を及ぼそうという方針が読み取れる。①で功臣に給付された食実封は

世襲が許されており⁽²⁹⁾、②では功臣の子弟に爵位を授与している。その最たるものが③世襲刺史制度である。太宗は宗室諸王とともに功臣を諸侯に封建することで唐室の藩屏とし、功臣を家の中核とする支配集団の形成と永続を目指した。さらに⑥の婚姻政策は通婚によって唐室李氏と功臣の家の紐帯を強化する政策である。次の高宗もまた太宗と同様に功臣政策を実施しているが、彼は父の政策をどのように継承したのだろうか。これを論じるにあたり、以下に高宗期の功臣政策の概要を列挙する。なお、行論に便利であるので太宗・高宗期を通じて番号を付した。

[高宗期の功臣政策]

- ⑦貞観二三年（649）八月二八日、功臣の昭陵陪葬を再命令。合わせて功臣の子弟の陪葬を認める（『唐会要』卷二一・陪陵名位）⁽³⁰⁾。
- ⑧永徽三年（652）十二月二八日、「太原元従」・「秦府左右」の致仕を望む者の中で、四品官以下の場合は官品を一階級昇進させる（『唐会要』卷四五・功臣）。
- ⑨永徽五年（654）二月庚申、「武徳功臣」13名に贈官する（『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表、『唐会要』卷四五・功臣）。
- ⑩永徽六年（655）正月、高宗は自ら昭陵に謁陵儀礼を行い、詔を下して陪葬された「貞観以來勲賢大臣陪葬者」の祭祀を命じ、合わせて没落した子孫の調査を行う。同年三月丁酉（二七日）、比部員外郎の李文礼を派遣して「凌煙閣二十四功臣」の中でも昭陵に陪葬された「始終著名」な「故太子太師魏徵・右僕射高士廉・特進蕭瑀・輔国大將軍段志玄・夔国公劉弘基・徐州都督秦叔寶・秘書監虞世南」の7名を選抜して祭祀を実施（『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表）⁽³¹⁾。
- ⑪顯慶五年（660）正月～二月、高宗・則天武后夫婦、唐朝発祥の地である并州（太原）に行幸。「佐命功臣」、「太原元従」（大將軍府僚佐・起義之徒）の生存者・子孫に「才」に応じて官品を昇進させる。また、食実封を保有する「佐命功臣」の後嗣の官品を二階級昇進させる。并州に埋葬された五品以上の「太原元従」の墳墓を祀る。高祖の旧宅にて祭祀を行い、武士護・殷開山・劉政会ら「太原元従」を配食する。（『旧唐書』卷四・高宗本紀上、顯慶五年正月～二月条）。
- ⑫總章元年（668）三月六日、「太原元従」・「西府旧僚」（＝秦府左右）を功績に応じて等級を二等級に分けて序列し、等級に応じて子孫・曾孫の官品を昇進させる。（『冊府元龜』卷一三〇・帝王部・延賞、『唐会要』卷四五・功臣）。

高宗の功臣政策のうち褒賞を受けた功臣で具体的にわかるのは⑨⑩⑪⑫で、合計40名の姓名が判明する。それを整理したのが表3「高宗期における功臣政策の対象功臣と褒賞内容一覧

表」である。⑫が最も多く功臣の姓名が判明し⑨⑩⑪ともほぼ重なり合うので、表3では⑫で発布された際の詔勅で列挙された順序で功臣を配列した。さらに⑫では「太原元従」と「西府功臣（＝秦府左右）」と功臣を分類しているため、表3では表を二種に分けて（1）に「太原元従」、（2）に「秦府左右」を整理し、便宜的に（1）（2）を通して整理番号を付けた。また、⑫に含まれていないが⑨～⑪で褒賞を受けている功臣4名については、事績に応じて分類し各表の末尾に附した。なお、⑫の功臣と区別するため整理番号は丸数字を使用した。こちらも同様に（1）（2）を通してナンバリングしている。

表3 「高宗期における功臣政策の対象功臣と褒賞内容一覧表」

(1) 太原元従 (21名)

No.	姓名	太宗期		高宗期		④陪葬	出典・備考
		①食実封数	⑤序列	⑨序列・贈官	⑩二十四功臣祭祀		
1	武士護	×	×	9位：并州都督（従二品）	—	—	旧58,新206 ※⑪で配食
2	殷開山	×	13	2位：司空（正一品）	×	—	旧58,新90 ※秦府左右でもある。⑪で配食
3	李神通	500	×	—	—	—	李寿墓誌 旧60,新78
4	劉弘基	900	11	—	○	昭陵	旧58,新90
5	劉政会	×	22	8位：并州都督（従二品）	×	—	旧58,新89 ※⑪で配食
6	唐儉	600	21	—	存命	昭陵	旧68,新90 ※秦府左右でもある
7	竇琮	死没	×	4位：輔国大將軍（正二品）	—	—	旧61,新95
8	長孫順徳	1200	15	3位：開府儀同三司（従一品）	×	昭陵	旧58,新105 ※玄武門の変の功臣
9	史大奈	×	×	5位：輔国大將軍（正二品）	—	昭陵	新110 ※西突厥の首領
10	龐卿憚	400	×	—	—	—	旧57,新88
11	錢九隴	400	×	—	—	献陵	旧57,新88
12	柴紹	1200	14	—	×	—	旧58,新90
13	張平高	300	×	13位：潭州都督（正三品）	—	—	旧57,新88
14	裴寂	1500	×	—	—	—	旧57,新88
15	李思行	×	×	12位：洪州都督（正三品）	—	—	旧57,新88
16	秦行師	300	×	—	—	—	旧57,新88
17	許世緒	×	×	—	—	—	許緒墓誌 旧57,新88
18	李高遷	×	×	11位：凉州都督（従二品）	—	—	旧57,新88
19	劉義節	600	×	—	—	—	旧57,新88
①	温大雅	×	×	6位：尚書右僕射（従二品）	—	—	旧61,新91 ※秦府左右でもある
②	權弘寿	×	×	7位：太子少師（従二品）	—	—	旧185上,新100 ※秦府左右でもある

(2) 秦府左右 (19名)

No.	姓名	太宗期		高宗期		④陪葬	出典
		①食実封数	⑤序列	⑨武徳功臣の追贈	⑩二十四功臣祭祀		
20	高士廉	700	6	—	○	昭陵	旧 65, 新 95
21	屈突通	600	12	1位：司空（正一品）	×（陪葬せず）	—	旧 59, 新 89
22	房玄齡	1300	5	—	×（子弟謀反）	昭陵	旧 66, 新 96
23	杜如晦	1300	3	—	×（子弟謀反）	—	旧 66, 新 96
24	尉遲敬徳	1300	7	—	存命のため除外	昭陵	旧 68, 新 89
25	段志玄	400	10	—	○	昭陵	旧 68, 新 89 ※太原元従でもある
26	程知節	700	19	—	存命のため除外	昭陵	旧 68, 新 90
27	秦叔宝	700	24	—	○	昭陵	旧 68, 新 89
28	宇文士及	700	×	—	—	昭陵	旧 63, 新 100
29	張公謹	1000	18	10位：荊州都督（従二品）	×（理由不明）	昭陵	旧 68, 新 89
30	杜君綽	×	×	—	—	昭陵	杜君綽碑（43）
31	公孫武達	400	×	—	—	昭陵	旧 57, 新 88
32	李安遠	300	×	—	—	—	旧 57, 新 88
33	鄭仁泰	200	×	—	—	昭陵	鄭仁泰墓誌（44）
34	李孟嘗 （李孟常）	400	×	—	—	昭陵	旧 57, 新 88 李孟常碑（50）
35	独孤彦雲	×	×	—	—	—	旧 65, 新 105
36	劉師立	1100	×	—	—	—	旧 57, 新 88
③	蕭瑀	600	9	—	○	昭陵	旧 63, 新 101
④	虞世南	—	20	—	○	昭陵	旧 72, 新 102

【凡例】◆出典：略号については表1～2の凡例を参照。◆丸数字は本文の功臣政策の整理番号に対応。◆○＝論功行賞を受けた者 ×＝論功行賞の対象であるが審査により外された者 —＝無資格 ◆碑誌類に注記した数字＝張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社，1993年）の所載頁数 その他の碑誌類の出典は，No.3 李寿（字神通）墓誌は中国文物研究所・陝西省古籍整理弁公室編『新中国出土墓誌・陝西〔貳〕』（文物出版社，2003年）No.19に収録 No.17『許緒墓誌』は河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社，1984年）No.162に収録。

さて，高宗期の功臣政策を概観すると対象となったのは「太原元従」，「秦府左右」，「凌煙閣二十四功臣」であり，表3によると本稿の主題である帝陵陪葬についても40名中約半数の19名が対象となっている。そこから高宗が太宗の政策路線を基本的に継承していることがすぐにわかる。ただし，両者の中でも相違がある。それは「太原元従」についての扱いである。

太宗は即位直後の①食実封の賜与を除き，功臣政策では彼らの存在をほとんど無視している。表2に整理した世襲刺史・「二十四功臣」にも「太原元従」の経歴を持つ者が7名いるが，そのうち4名（No.10, 13, 15, 22）は「秦府左右」でもある。残る3名のNo.11 劉弘基は太原拳兵の前夜より太宗と親密に交際して信頼を獲得し，後にその部将として群雄の薛挙・劉黑闥の討伐に従軍している。同様にNo.14 柴紹もまた太原拳兵の際に右領軍大都督長史として太宗の幕僚を務め，その後，部将として王世充・竇建徳の平定に従った。No.21 劉政会のみ太宗との親密な関係が窺えないが，「太原元従」で高い評価を受けたのは，基本的に太宗の幕僚や部将

として活躍した人物に限定されていたことが見て取れる。それは太宗が高祖政権をクーデターで奪取したと密接に関係があり、その政権の正統性を主張するため自身の麾下で働いた「太原元従」と「秦府左右」こそを唐朝創業の功臣と位置付けたためであろう。

これに対して高宗の功臣政策では、太宗よりも高祖との関係が深い「太原元従」にも焦点が当てられている。例えば表3(1) No.14 裴寂は最も高祖の信任を得た第一の功臣であり、唐創業後は腹心の宰相として権勢を振るった。ところが貞観三年(629)に失脚して太宗から「貴方の創業以来の功績を量ると、ただ我が父の恩沢を蒙ったというのみで第一位に置かれたのだ。武徳年間に政治が緩み刑罰の適用が乱れたのは貴方が職責を全うしなかったのが原因なのだ」と酷評されたうえで帝都より追放されており、裴寂と太宗の関係は険悪であった⁽³²⁾。そのほか、表3(1) No.13 張平高・No.15 李思行・No.17 許世緒・No.18 李高遷・No.19 劉義節なども高祖に接近してその信任を得たことで、太原挙兵の際に大將軍府の幕僚に取り立てられており、特に太宗との強いつながりは確認できない⁽³³⁾。さらに高宗期には「武徳功臣」というカテゴリーを設けて武徳年間に活躍した高祖期の功臣を追贈している。そのメンバーには太宗に高く評価された「凌煙閣二十四功臣」4名(No.2 殷開山・No.5 劉政会・No.21 屈突通, No.29 張公謹)に加えて、「太原元従」にして「秦府左右」の①温大雅・②権弘寿も含まれているが、その一方で前述のNo.13 張平高・No.15 李思行・No.18 李高遷に加えてNo.1 武士護ら高祖と近い「太原元従」も追贈を受けている。このような太宗から高宗への微妙な方針の変化は、則天武后の父武士護の名が挙げられているように、彼女の台頭とも密接に関係がある。これについては第5章で再び触れることとしたい。

次に高宗期の政策目的を見ると⑩⑪⑫は功臣の顕彰を通して子孫の家の保護を目指したもので、なかでも⑪⑫では「太原元従」と「秦府左右」の子孫に官爵を授与している。これらの施策は功臣本人のみならずその子孫の地位も一定の保障を与えるものである。

以上をふまえると、太宗・高宗の功臣政策の目的は一貫して論功行賞を通して功臣の顕彰を行い、功臣の子孫にまで恩典を及ぼす政策となっている。帝陵陪葬制度においても死亡した功臣本人よりも実質的に恩典と榮譽に浴するのはその遺族であった。高宗期には功臣本人だけでなく子孫の陪葬が認められた。しかしながら、拙稿②で指摘したように太宗が世襲刺史を廃止すると功臣の家を永続させようとする方針を軌道修正している。それ以降、宗室諸王と功臣の子弟が多くを占める駙馬の大部分が州刺史・都督(地方長官)として地方へ転出し、中央の政権中枢から遠ざけられるようになった。その結果、貞観十七年(643)二月の齊王李祐の反乱、同年四月の皇太子李承乾の廃嫡、高宗の永徽三年(652)十一月に起こった房遺愛事件など宗室諸王・駙馬の大逆事件が頻発し、高祖・太宗の皇子8名、宗室系功臣1名、駙馬7名(うち功臣の子弟4名)、二十四功臣1名、功臣の子弟2名、駙馬の子1名の計20名が失脚した⁽³⁴⁾。功臣を中核とする支配集団は武后の登場を待たずして崩壊の兆しが現れていた。高宗初期の永

徽六年に実施された⑩で昭陵陪葬の功臣で子孫が没落した者の調査が命ぜられているが、これは功臣の勢力が後退していたことを反映したものであろう。こうした状況をうけて高宗の時に再び功臣の子弟を保護する方針にもどしたのだろうか。答えは否である。駙馬の官歴傾向は太宗期から変化が認められないし、よく知られているように、高宗時代に外戚にして「二十四功臣」の筆頭であった長孫無忌の一派が則天武后との政争に敗れて、太宗以来の功臣勢力は壊滅している。彼らは功臣の中でも上位にあたる人々である。一方、下位の功臣の子孫はどうであったか。樊波氏と張彦氏は①で賜与された食実封が400戸以下の功臣を「低級功臣」と規定し、その子弟19名の官歴を分析したが、中央の文官に就く事例は少なく地方官を歴任する傾向にあったことを指摘している⁽³⁵⁾。

そうなる高宗の功臣政策は功臣の子孫を保護することには、重点が置かれていないこととなる。目を転じてそのほかの目的を探ると、⑫では「太原元從」と「西府旧僚（秦府左右）」を勲功に応じて等級を定めたものであり、その政策目的は建国の功臣の序列を定めることも含まれていた。この功臣の序列化については、太宗期の⑤「二十四功臣」にも見られる。表2では「二十四功臣」を「凶功臣像於凌煙閣詔」に列挙された順番に従って配列したが、ここからは基本的には官品の高低に従って24名を序列したことが読み取れる。ただし、第22～24位の唐儉・李勣・秦叔宝は従二品でありながら、正三品の第18～21位の張公謹・程知節・虞世南・劉政会の下位に置かれている。これは恐らく功臣の序列を官品のみではなく、勲功の内容も加味して定めたためではなかろうか。

そもそも、創業の功臣の論功行賞する前提として各人の功績を判断するうえで基準を定めねばならず、その結果として現れる褒賞の差異は功臣の序列を視覚化したものに他ならない。太宗・高宗の功臣政策は論功行賞を通して序列を示すという目的が貫かれており、この点は勲功・官品を基準に喪葬恩典や墓葬等級に差異を設けて功臣の序列を示した昭陵陪葬墓の意図とも合致する。しかしながら第1章でも指摘したように功臣の論功行賞のみを目的とするならば、巨大な陪葬墓を造営する必然性はない。ではどうして太宗は功臣を大がかりな舞台を設けて顕彰しなければならなかったのか、そして彼にとって功臣とはどのような存在であったのだろうか。次章ではこの問題を糸口に昭陵陪葬墓が形成された背景について考察を加えたい。

第4章 太宗・高宗の氏族政策の蹉跌と昭陵陪葬墓の形成

拙稿②で明らかにしたように、太宗の氏族・功臣・婚姻の三政策において創業の功臣が重視された。何故ならば、功臣は太宗が理想として描いた「天下の士大夫」の姿と重なり合うからである。『貞観政要』巻七・論礼楽によると『貞観氏族志』の改訂を命じた際に太宗は、

且大丈夫有能立德立功，爵位崇重，善事君父，忠孝可称，或道義素高，学芸通博，此亦足為門戸，可謂天下士大夫。

且つ大丈夫、能く徳を立て功を立つる有りて、爵位崇重にして、善く君父に事え、忠孝称すべく、或いは道義は素より高くして、学芸通博なるは、此れ亦た門戸を為し、天下の士大夫と謂うべきに足る。

と述べ、新王朝を支えるべき士大夫像を提示した。太宗にとって「天下の士大夫」とは能力だけでなく「立德」・「忠孝」・「道義」などの儒教的倫理観も兼ね備えることが重要であった。これは西魏の名臣蘇綽の「六条詔書」に代表される北朝以来の「賢才主義」の理念の延長線上に位置付けられるものである⁽³⁶⁾。また、この太宗の人材理念は、自らの能力と勲功により「爵位崇重」となった功臣の姿とも合致している。こうした理念の下で氏族政策では官品を基準に氏族の等級が定められた。貞観十二年（638）正月に頒布された『貞観氏族志』は功臣政策の中でも前年六月の世襲刺史制定と連動しており、功臣たちの家格は世襲刺史任命時の官品が基準となったと推測される。前掲表2によると、当時、世襲刺史に任命された功臣は正一品～従三品の官品を保有しており、拙稿①で復元した『貞観氏族志』の体例をふまえると、世襲刺史の家柄は一般と異なり優遇措置を受けた可能性もあるが、少なくとも第三等以上の上位氏族に位置付けられたと推定される。まさに功臣は太宗の理念に従って門戸を為し新王朝を支えるべき名門と位置付けられたのである。高宗の氏族政策も太宗の基本方針を踏襲して『貞観氏族志』を改訂した『姓氏録』でも官品によって氏族を序列した。引き続き建国の功臣たちも上位に位置付けられたと推測される。

ところが、官品を基準に家格を定めた太宗・高宗が示した氏族の序列は簡単には社会には浸透しなかった。既に陳寅恪・守屋美都雄・愛宕元ら諸氏によって明らかにされているように、太宗・高宗の二代にわたる氏族政策をもってしても、山東門閥を頂点とする南北朝以来の旧門閥を重んじる風潮を打破することはできなかったのである⁽³⁷⁾。これについては、『新唐書』巻九五・高俊伝の末尾に総括されている。以下、便宜的に氏族政策についての前段と、同政策の蹉跌を述べた後段に分けて考察を進める。まず、前段は次の通りである。

初、太宗嘗以山東士人尚閥閥，後雖衰，子孫猶負世望，嫁娶必多取貲，故人謂之壳昏。由是詔〔高〕士廉…責天下譜牒，…合二百九十三姓，千六百五十一家，為九等，号曰『氏族志』。…遂以崔幹為第三姓，班其書天下。高宗時，許敬宗以不叙武后世，又李義府恥其家無名，更以孔志約…等十二人刊定之，裁広類例，合二百三十五姓，二千二百八十七家，帝自叙所以然。…各以品位高下叙之，凡九等，取身及昆弟子孫，余属不入，改為『姓氏録』。当時軍功入五品者，皆昇譜限，搢紳恥焉，目為「勲格」。義府奏悉索『氏族志』燒之。又詔，後魏隴西李宝，太原王瓊，滎陽鄭温，范陽盧子遷・盧渾・盧輔，清河崔宗伯・崔元孫，前燕博陵崔懿，晋趙郡李楷，凡「七姓十家」，不得自為昏。三品以上納幣不得過三百匹，四品五品二百，六品七品百，悉為婦裝，夫氏禁受陪門財。

初め、太宗嘗て以^{おも}えらく山東の士人は閥閥を尚び、後に衰えると雖も、子孫猶お世望を負

り、嫁娶するに必ず多く賁を取り、故に人之を「売昏（婚）」と謂うと。是れ由り〔高〕士廉に詔して…天下の譜牒を賁し、…二百九十三姓、千六百五十一家を合して、九等と為し、号して『氏族志』と曰う。…〔官品を基準にして〕遂に崔幹（崔民幹）を以て第三姓（第三等）と為し、其の書を天下に班つ。高宗の時、許敬宗、武後の世を叙せず、又た李義府其の家の無名なるを恥じるを以て、更に孔志約…等十二人を以て之を判定し、裁めて類例を広げ、二百三十五姓、二千二百八十七家を合し、帝自ら叙して所以に然りとす。…各おの品位の高下を以て之を叙し、凡そ九等、身（本人）及び昆弟子孫を取り、余の属は入れず、改めて『姓氏録』と為す。当時軍功もて五品に入る者は、皆譜の限に昇し、搢紳恥じ、目して「勲格」と為す。〔李〕義府奏して悉く『氏族志』を索め之を焼く。又た詔して後魏の隴西の李宝、太原の王瓊、滎陽の鄭温、范陽の盧子遷・盧渾・盧輔、清河の崔宗伯・崔元孫、前燕の博陵の崔懿、晋の趙郡の李楷、凡そ七姓十家、自ら昏（婚）を為すを得ず。三品以上の納幣は三百匹を過ぎるを得ず、四品五品は二百、六品七品は百、悉く婦装と為し、夫氏は陪門財を受けるを禁ず。

前段に述べられる太宗・高宗の氏族政策について、拙稿①の『貞観氏族志』の考察結果、池田温氏による官撰氏族志の研究成果⁽³⁸⁾をふまえて比較すると、高宗は太宗の路線を強化していることがみえてくる⁽³⁹⁾。まず、「士」と「庶」の区別について、太宗が南北朝以来の「士」の範囲を追認したのに対して、高宗は既存の血統に拘泥せず、軍功で成り上がった庶民出身の「兵卒」でも唐朝で五品官以上となれば、『姓氏録』に登録した。高宗は唐朝の官僚のみを「士」と認めた。太宗の官品重視の路線をさらに先鋭化させたのである。また、池田温氏の指摘にあるように、太宗・高宗の官撰『氏族志』編纂と対を成すようにして山東門閥に対する婚姻規制が發布されているが、高宗は太宗のものを更に強化している。貞観十六年（642）六月、太宗は、山東門閥が自らの家門に鼻をかけて娘を他家に嫁がせる際に多額の陪門材（結納料）を要求するという「売婚」を、人身売買の如き礼法に悖る行為として禁止した。これに対して高宗は百官の陪門財の額を定めて売婚の規制を更に強化しただけでなく、山東門閥を代表する「七姓十家」が相互に通婚することも禁止したのである。

以上の婚姻規制が設けられた理由は、山東門閥勢力が閉鎖的な身分内婚を繰り返すことで門閥としての伝統と格式を維持し、更には七姓間で相互扶助関係を構築すること、また、婚姻を売ることによって新興氏族出身の権門と結びつき、多額な陪門財を獲得するとともに政治的進出をも図ることなどを掣肘するためであった⁽⁴⁰⁾。山東門閥が家格を維持する仕組みを制限することで既存の門閥の序列を破壊し、唐朝の官品を基準にして定めた新たな氏族の序列を浸透させようとしたのである。

ところが、『新唐書』高倫伝の後段では、太宗に始まり高宗により強化された氏族政策が失敗に帰したことを以下のように概括しているのである。

先是，後魏太和中，定四海望族，以〔李〕宝等為冠。其後，矜尚門地，故『氏族志』一切降之。王妃・主婚皆，取当世勲貴名臣家，未嘗尚山東旧族。後房玄齡・魏徵・李勣，復与昏，故望不減。…李義府為子求婚不得，始奏禁焉。其後，天下衰宗落譜，昭穆所不齒者，皆稱「禁昏家」，益自貴，凡男女皆潜相聘娶，天子不能禁，世以為敝云。

是れより先，後魏の太和中，四海の望族を定め，〔李〕宝等（七姓十家）を以て冠と為す。其の後，門地を矜尚し，故に『氏族志』一切之を降す。王妃・主婚皆，当世勲貴名臣の家を取り，未だ嘗て山東の旧族を尚ばず。後に房玄齡・魏徵・李勣，復たともに昏し，故に望は減そこなわらず。…李義府，子の為に〔山東門閥と〕昏を求めるを得ず，始めて奏して禁ず。其の後，天下の衰宗落譜にして，昭穆の齒せざる所の者も，皆「禁昏（婚）家」と称し，益ます自ら貴び，凡そ男女皆潜かに相い聘娶し，天子は禁ずる能わず，世よ以て敝（悪習）と為ると云う。

これによると、『貞観氏族志』完成以降も，房玄齡ら功臣たちが山東門閥と婚姻を結んだので，その権威・名望は全く損なわれなかった⁽⁴¹⁾。高宗の「禁婚令」もまた遵守されず，「七姓十家」は水面下で内婚を固く守り，自らを「禁婚家」と号して益々家格を誇示したのである。ところで，李義府が「禁婚令」を高宗に献策したのは，彼が山東門閥に通婚を求めたのを拒絶したことに対する報復でもあった。山東門閥側は，「家代無名」で『貞観氏族志』に登載されなかった李義府を「士」とは認めず，通婚することを恥としたのであろう。この山東門閥の李義府への態度は，前掲『新唐書』高俊伝・前段で，当時の「搢紳（士族）」が，兵卒上がりの五品官と同列に扱われて『姓氏録』に登録されることを恥じ，同書を血統を考慮せず勲功だけで氏族の序列を決めたという意味を込めて「勲格」と酷評したのと相通じるものがある。

このように太宗・高宗の二代にわたる氏族政策を経ても，唐朝の官品に基づく氏族の序列は，当時の社会には全く受け入れられず，魏晋以来の伝統を誇る山東門閥の権威を切り崩すことができなかったのである。こうした当時の社会で蔓延していた旧門閥を重んじる風潮を打破するための対抗手段として太宗・高宗によって造営されたのが昭陵陪葬墓ではなからうか。昭陵陪葬墓は，功臣たちが自らの能力を駆使して太宗に忠義を尽くすことによって，大唐帝国が築き上げられたことを顕彰した巨大な記念碑であった。太宗・高宗が氏族政策で示した新王朝の人材理念，それを体現した賢才主義に基づく氏族の序列を社会に根付かせるためには，模範的士大夫として高位高官となり家門を立てた功臣の喪葬を演出し，その偉大な事跡を顕彰する必要があった。それは目に見える形で，派手で巨大であればあるほど効果が期待できよう。その結果として形成されたのが，中国史上類を見ない広大な陪葬墓群だったのである。

第5章 高宗の功臣政策・氏族政策の展開と則天武後の台頭

ところで高宗の功臣政策と氏族政策の背後には，当時，皇后として国政を握りつつあった則

天武後の存在が垣間見える。彼女が高宗の対功臣政策・氏族政策に深く関与したことは、次の史料により確認できる。まず、功臣政策についてであるが『唐会要』巻四五・功臣によると、永徽五年（654）の武徳功臣への贈官（功臣政策⑨）の際には、「時武昭儀、用事贈其父。故引功臣以贈之（時に武昭儀（則天武后）、用事して其の父（武士護）に贈る。故に功臣を引き以て之に贈る。）」とあり、総章元年（668）に「太原元従」と「西府旧僚（秦府左右）」の等級を定めた時（功臣政策⑫）にも「時皇后、欲褒崇其父、特在功臣之上故也（時に皇后、其の父を褒崇し、特に功臣の上に在らしめんと欲するが故なり。）」とある。表3によると武士護は功臣政策⑨では「太原元従」も含まれている「武徳功臣」13名中第9位であったのに対して、功臣政策⑫では「太原元従」の筆頭となっている。さらに顕慶四年（659）の『姓氏録』についても、前掲『新唐書』巻九五・高俊伝によると、『貞観氏族志』では「武後の世を叙せず、又た李義府其の家の無名なるを恥じ」たので編纂が開始された。周知の如く許敬宗・李義府は武后派の宰相であり、武後の意向を汲んだものと思われる⁽⁴²⁾。このように、高宗の功臣政策・氏族政策は、則天武後の台頭と密接な関係にあったのである。

本来、則天武後の出自は太原郡文水県を本貫とする武氏であって著名な氏族ではない。父の武士護が材木商から身を起こして李淵の太原挙兵で功績を挙げ、工部尚書・利荊二州都督を歴任して応国公に封ぜられたことで、初めて勃興した家柄なのである⁽⁴³⁾。それ故に、西魏・北周以来代々顯官を輩出してきた閩隴系氏族や、魏晉以来の伝統を持つ山東門閥と比べて武氏の基盤は極めて脆弱であった。そこで太宗の後宮より高宗の皇后となった彼女は、高宗の寵愛と「太原元従」の功臣の家柄であることを突破口として、自身の地位の安定を図った。太宗期と異なり高宗の功臣政策では「太原元従」に焦点が当てられたのもそこに理由がある。彼女は高宗の功臣政策に乗じて父武士護を唐朝創業第一の功臣と位置づけ、さらには実家の武氏を『姓氏録』で唐朝第一等の氏族と認定することで⁽⁴⁴⁾、自身が皇后となった正当性を裏付けようとしたのである。

周知の如く、則天武後の台頭は唐前半期の政治史の一大画期とされる。陳寅恪氏によれば彼女の登場により功臣長孫無忌（表2 No.1）一党が失脚し、創業以来の支配集団が崩壊し、科挙を媒介にして非閩隴系氏族の政權中枢部の進出が促進されたという⁽⁴⁵⁾。ところが太宗路線を継承したはずの高宗の功臣政策・氏族政策が、かえって則天武後の登場を促し、功臣集団の破壊をもたらした。第3章で述べたように功臣の家を唐朝の基盤に据えようとした太宗の方策は、既に則天武後の台頭を待たずして頓挫していたのである。それでは、太宗の功臣政策が失敗に帰したのにも関わらず、何故、高宗は功臣の顯彰を続けたのであろうか。

拙稿②と本稿第4章では太宗にとって自らの人材理念を具現化した存在が功臣であったことを論じた。その功臣たちを顯彰することは、唐朝政權を支える官僚のあるべき姿を奨励するとともに、官僚として栄達を目指す人に対して、模範的官僚たれば地位と榮譽を獲得し、また士

大夫として家門を立てることに繋がることを宣伝することとなるのである。唐朝の建国より30年以上も経過した高宗の治世は政権も安定に向かい、特に功臣集団のみに依拠する必要は無くなった。彼の功臣政策は功臣の子孫の庇護を名目にして、理想的な官僚像を喧伝することで、より多くの人材を吸引して王朝を支える支配階層をより大きく強固にするのが目的であった。高宗が太宗の政治路線を継承するうえで重視したのは、功臣を中核とする支配集団の形成ではなく、唐朝政権を支えるべき賢才主義的な人材理念なのである。この太宗以来の人材理念は、高宗の背後にあって功臣政策・氏族政策を推し進めてきた則天武后も共有していたことは十分に考えられよう。彼女が科挙官僚を重視するなど能力主義的な路線を推進したことは既に良く知られている⁽⁴⁶⁾。本稿の考察をふまると、太宗・高宗の政治路線の延長上に武周政権が登場したと考えることができるのである。

おわりに

本稿では、太宗から高宗期にかけて広大な昭陵陪葬墓群が形成された背景を考察することを通して、同時期の氏族政策の展開について論じた。太宗・高宗による昭陵陪葬墓の造営は、唐朝建国の「功臣」の論功行賞と顕彰を目的とした「功臣政策」の一環であった。対象となった功臣は、太宗が氏族政策で示した賢才主義的士大夫像とも一致する。すなわち、功臣政策とは、功臣の顕彰を通して唐朝が理想とする官僚像を奨励する政策だったのである。ところが、太宗による『貞観氏族志』、これを改訂した高宗の『姓氏録』と二代にわたる氏族政策を経ても、賢才主義の理念を反映した官品による氏族の序列は社会に浸透しなかった。逆に南北朝以来の伝統を誇る旧「門閥」勢力から強い反発を受けた。そこで、太宗・高宗が新王朝で家門を立てるべき理想の官僚像を喧伝するために造営したのが、功臣たちが太宗に協力することにより大唐帝国が建国され発展したことを記念した広大な昭陵陪葬墓群なのである。

ところで高宗の功臣政策・氏族政策は、皇后として国政を握りつつあった則天武後の意向も強く反映されていた。武后は功臣政策で父武士護を唐朝創業の第一の功臣とし、さらに『姓氏録』では武氏を第一等に位置付けた。これにより太宗の後宮出身であるうえに庶姓出身の彼女が皇后となった正統性を裏付けるためである。武後の台頭によって、太宗が功臣政策を通して形成した功臣を中核とする支配集団は破壊された。太宗路線を継承したはずの高宗がこのような結果を招いたのは、何故であろうか。その理由は、第一に太宗の功臣政策は既にその治世の末期には頓挫していたこと、第二に唐朝創業より約三十年も経過した高宗の治世は既に王朝の基盤が確立されており、特に功臣集団たちへのみに依拠する必要は無くなったことに求められる。高宗の政治課題は、模範的官僚である創業の功臣たちを顕彰して理想的官僚像を喧伝することで、官僚を目指す人々を国家に吸引してその基盤をより盤石にすることであった。すなわち、高宗が太宗路線より継承したのは、創業の功臣を中核とする支配集団を維持することではなく、

賢才主義の人材理念なのである。この理念は、高宗の背後で功臣政策・氏族政策を推進した則天武后も共有していたことは十分に想定できる。周知の如く、彼女は武周政権を立てて以降、科挙官僚を重視するなど能力主義を採った。従来、唐朝政権と武周政権の政治路線については断絶していることが強調されてきたが、太宗の政治路線の延長線上に武周政権が登場した側面もあるのである。

付 記

本稿は2006年12月9日に開催された2006年度駿台史学会大会の口頭報告を発展させたもので、2018年2月に学位が認定された博士論文『唐初の氏族政策と「門閥」勢力—隋唐政権形成史の研究—』（未公刊）に収録した論文の一部を補訂したものである。その後、昭陵陪葬墓に関わる重要な成果として李丹姍「太宗昭陵与貞観時代的君権形塑」（『中華文史論叢』2019年第1期）が公表された。李氏は陵園の設計思想から昭陵が太宗の描いたあるべき君臣秩序・国際秩序を体現したものであったことを明らかにしており、大いに参考になる。陪葬墓についても論及されており、筆者と同じく『貞観氏族志』の編纂と陪葬墓が密接な関係にあり、筆者とは別の手法で太宗が閩隴集團中心の体制から非閩隴系も含めた官品による君臣秩序に移行したことを示すためのものと指摘する。李氏は本稿で論じた太宗の政治路線が高宗以降にどのように継承されたのか検討を行っていないが、拙稿①②の結論とも重なり合う。本稿と合わせて参照されたい。

注

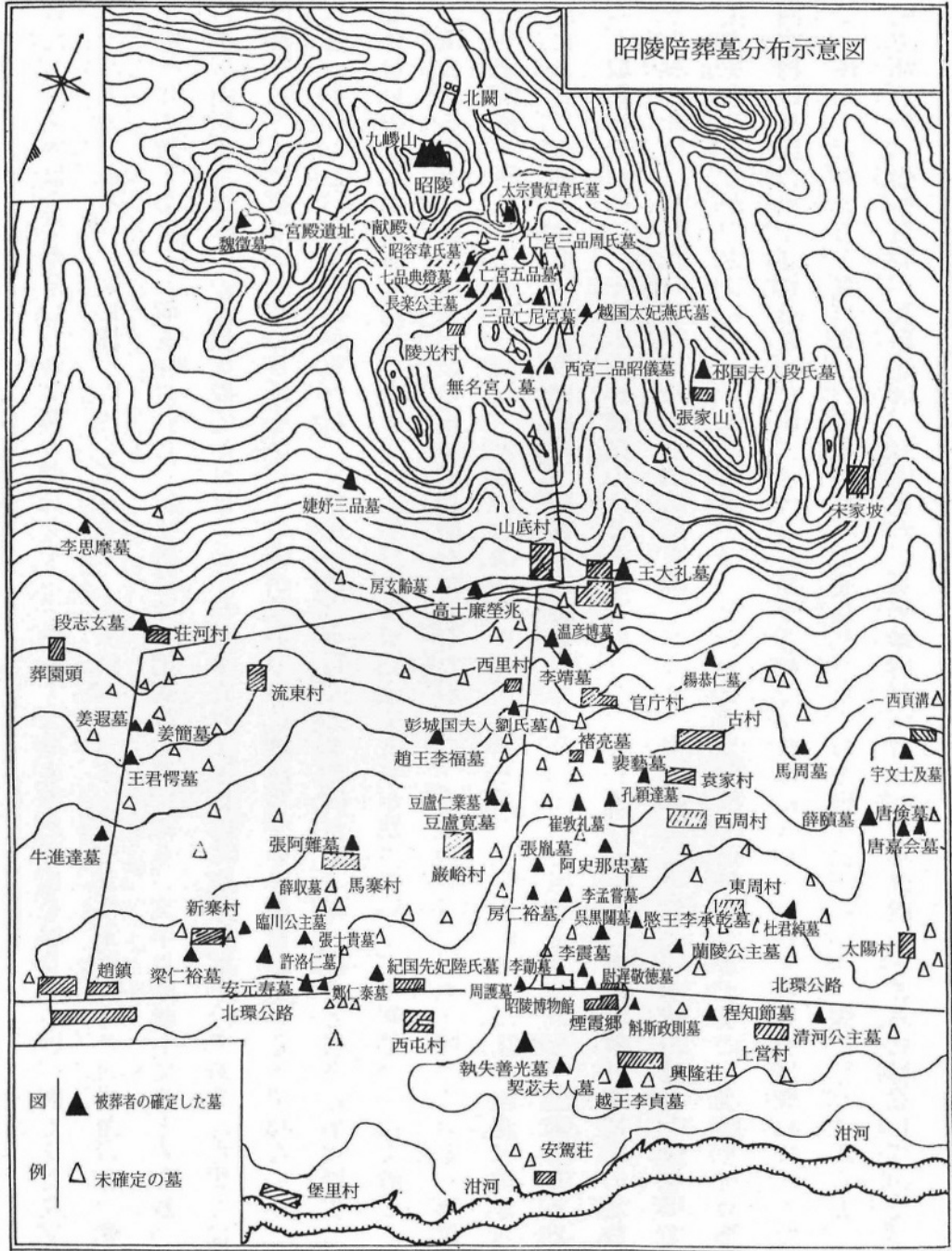
- (1) 陳寅恪著『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（初版1944年、生活・読書・新知三聯書店、2001年）、同「記唐代之李武韋楊婚姻集團」（初出1954年、同著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、2001年）。
- (2) 池田温著『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年）第一部「氏族制」第二章「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって—」（初出1965年）を参照。
- (3) 『旧唐書』卷三・太宗下・貞観十一年二月丁巳（二日）条、『唐大詔令集』卷七六・典礼・陵寝上・「九嶼山卜陵詔」を参照。本稿では本詔勅に言及する際は、便宜的に『唐大詔令集』の題名に従う。なお、本詔勅は『唐会要』卷二〇・陵議、『冊府元龜』卷六〇・帝王部・立制度にも収録される。『唐会要』は本詔勅の発布時期を貞観十八年（644）とするが、それ以前に昭陵陪葬の事例が存在するので誤りであろう。
- (4) 『旧唐書』は「及以秘器」とするが、『唐大詔令集』によって「給」の字を補う。
- (5) 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001年）上編第2章4節「『唐会要』「陪葬名位」補注」（三）「太宗昭陵陪葬名位」、張沛「唐昭陵陪葬名位綜考」上下（『碑林集刊』13～14、2008～2009年）。
- (6) 昭陵の調査・発掘史については、沈睿文「唐陵陪葬墓地布局」（初出1999年、同著『唐陵的布局—空間与秩序』、北京大学出版社、2009年）の整理が詳細である。陪葬墓の数については、最新の調査成果をふまえた張建林「唐皇帝陵における陵園形式の発展と変遷」（『国際シンポジウム 玄宗皇帝と聖武天皇の時代』、奈良県立橿原考古研究所附属博物館、2010年）に従った。劉向陽『唐代帝王陵墓（修訂本）』（三秦出版社、2012年）は194基とする。なお来村多加史氏は189名の陪葬者の姓名を挙げる。
- (7) 陝西省考古研究院「唐高祖献陵陵园遗址考古勘探与发掘简报」（『考古与文物』2013年第5期）。
- (8) 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』上編第2章4節「『唐会要』「陪葬名位」補注」（二）「高祖献陵陪葬名位」を参照。29名の陪葬者の姓名を挙げる。
- (9) 孫遜「略論唐帝陵的制度・規模及文物—兼談昭陵「因山爲陵」对唐帝陵制度的影響」（『唐太宗与昭陵』、『人文雜誌』叢刊第六輯、陝西社会科学院、1985年）。孫氏の説は、唐代帝陵陪葬制度を総論した姜宝蓮「試

- 論唐代帝陵の陪葬墓」（『考古与文物』1994年6期）、英衛峰・霍雅琴「唐代帝陵陪葬墓盛衰原因新探」（『西北大学学报』（哲学社会科学版）2009年4期）にも基本的に継承されている。
- (10) 注6 沈睿文「唐陵陪葬墓地布局」、程義『関中地区唐代墓葬研究』第7章「唐代墓葬的組合与排列」（文物出版社、2012年）を参照。現在、陪葬墓の配置に関しては、玄宮（太宗墓室）に近い九峻山中腹が妃嬪・嫡出の公主・宮人の墓葬区で、南麓の扇状地が庶出の皇族・文武功臣の墓葬区であるとするのが一般的な理解となっている。この説をさらに発展させて、沈氏は山腹地区を皇帝が起居し政務を執る宮城の象徴とし、南麓地区は皇城の象徴とみる。南麓地区の陪葬墓は被葬者の官職を基準にして、皇城の官衙の配置に従って造営されたという。沈氏の説は斬新ではあるが、南麓の陪葬墓の配置法則については異説がある。まず、昭陵文物管理所「昭陵陪葬墓調査記」（『文物』1997年10期）では、造営年代が下がるにつれて北から南へ陪葬墓域が拡大したとする。注9 姜宝蓮「試論唐代帝陵の陪葬墓」、李昊陽主編・胡元超編著『昭陵文史宝典』第1篇「昭陵的建制与規模」（三秦出版社、2006年）では、『唐会要』卷二一・陪陵名位にある帝陵を中心軸にして文官墓を東、武官墓を西に配置するという規定に注目している。また、程氏は南麓地区の地形を考慮すると沈氏・姜氏・『唐会要』の説は成立し難いとして、昭陵文物管理所の説と一致した見解を提示する。なお、諸説ともに例外的事例を含んでおり、「昭陵陪葬墓分布示意图」にあるように墓主未確定墓が多く存在する現段階では、結論を避けるべきであろう。
- (11) 注1 前掲の陳氏の著書及び論考を参照。
- (12) 伍伯常氏の所説については、同氏の「從窆昭陵—論唐太宗の陪陵之制及其陪陵功臣」（『九州学林』3-4、2005年）、「萃處京畿—從窆昭陵功臣家族遷居考述」（『中華文史論叢』2008年第3輯）を参照。山東門閥の崔民幹・崔敦礼の家族史と埋葬地の変遷については、拙稿「唐・李百葉撰「崔仲方墓誌」の分析—入関山東貴族の性格をめぐって—」（氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年）、「崔民幹の事跡と「貞觀氏族志」—「崔幹（崔民幹）墓誌」を手掛かりに—」（『東アジア石刻研究』3、2011年）を参照。当初、崔氏は「貞觀氏族志」で第一等の門閥に推されたが太宗により第三等に降格された。高宗期に崔氏は河北の郷里から関中へ埋葬地を移したが全て昭陵に埋葬されたわけではなく、自己の意志に基づき各自で埋葬地を定めている。
- (13) 傅江「唐新城長公主について—文献と墓誌の両面から—」（『東洋史苑』56、2000年）、同「唐昭陵新城長公主墓の墓葬等級についての考察」（『仏教藝術』253、2000年）、同「唐昭陵新城長公主墓における仕女図壁画についての考察—配置・図像の面から—」（『古代文化』54-5、2002年）を参照。
- (14) 石見清裕「突厥執失氏墓誌と太宗昭陵」（『古代東アジアの社会と文化—福井重雅先生古稀・退職記念論集』、汲古書院、2007年）。
- (15) 唐代の「詔葬」制度については、吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷—『喪葬令』研讀筆記三篇」（『唐研究』12、北京大学出版社、2006年）、同著『終極之典—中古喪葬制度研究』（中華書局、2012年）下冊、下編中「官員喪葬礼令中的問題研究」第九章「哀榮極美—詔喪与勅喪」を参照。そのほか、稲田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏」（『史学雑誌』109-12、2000年）、石見清裕「唐代凶礼の構造—『大唐開元礼』官僚喪葬儀礼を中心に」（『福井文雅博士古稀記念論集—アジア文化の思想と儀礼』、春秋社、2005年）、同「唐代の官僚喪葬儀礼と開元二十五年喪葬令」（吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』、雄松堂出版、2008年）も参照。
- (16) 張沛編『昭陵碑石』（三秦出版社、1993年）を参照。
- (17) 朱振宏「隋唐輟朝制度研究」（同著『隋唐政治・制度与対外關係』、文津出版社、2010年）。
- (18) 監護使の規定と実例については、虎尾達哉「上代監喪使考—唐代監喪使規定の継受と実態—」（初出1985年、同著『律令官人社会の研究』、塙書房、2006年）、注15 石見清裕「唐代の官僚喪葬儀礼と開元二十五年喪葬令」を参照。
- (19) 徐志卿「唐代東園秘器」（『文物世界』2010年3期）、王斌通「唐代東園秘器探考—以唐代礼令典章為視角」（『唐山師範学院学报』37-4、2015年）によると、「東園秘器」とは官営工房で製作された棺とそれを覆うための槨を指す。両氏ともに唐代の帝陵陪葬墓の発掘事例をふまえて太宗の薄葬の方針を受けて唐初期の「東園秘器」の多くは木製で作られ、発掘時は腐食のため痕跡が残されなかったと推測する。

また、厚葬が流行した中宗以降は石製に変化したと指摘する。

- (20) 『大唐開元礼』卷三・序例上・雜制に「凡…一品喪，皇帝皆不視事三日。凡…五品以上喪，皇帝皆不視事一日（凡そ…一品の喪，皇帝皆視事せざるること三日なり。凡そ…五品以上の喪，皇帝皆視事せざること一日なり）」とある。
- (21) 吳麗娛「唐喪葬令復原研究」（天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』中華書局，2006年）「唐喪葬令」復原9条も参照。
- (22) 諡号授与に関する規定については，吳麗娛著『終極之典 中古喪葬制度研究』（中華書局，2012年）下冊，下編下「唐宋贈官制度論」第11章「唐代贈官的贈賻与贈諡」（初出2008年）を参照。
- (23) 唐代の鹵簿・鼓吹の構成については，孫曉暉「唐代的鹵簿鼓吹」（『黄鐘（武漢音楽学院学报）』2001年4期）を参照。
- (24) 高宗期の675年に献陵に陪葬された高祖の第15子の虢王李鳳，同じく681年に陪葬された第20子江王李元祥もまた正一品の身分で，班劍40人・羽葆鼓吹を支給されており，昭陵の事例と鹵簿の待遇が一致する。特に李元祥は昭陵に陪葬された太宗の第13子の趙王李福と賻贈の額（布帛2000段，米粟1000石）も合致している。宗室諸王で献陵・昭陵に陪葬された者で喪葬待遇が詳細にわかる事例は3例しかないが，ここからも帝陵陪葬者の喪葬待遇を定めるにあたり身分に応じて規定が存在したことが示唆される。なお，李鳳の喪葬待遇については中国文物研究所・陝西省古籍整理辦公室編『新中国出土墓誌 陝西〔貳〕』（文物出版社，2003年）№50「李鳳墓誌」，李元祥については趙君平・趙文成編『秦晋豫新出土墓誌搜佚』（国家図書館出版社，2011年）№191「李元祥墓誌」を参照。
- (25) 石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」（『東洋史研究』59-4，2001年）。
- (26) 昭陵陪葬墓の墳丘の型式とその含意については，胡元超「論唐昭陵陪葬封土形式与等級的対応關係—兼論城陽公主墓名位之疑暨安元寿墓為塚象祁連山之誤—」（樊英峰主編『乾陵文化研究』（八），三秦出版社，2014年）を参照した。
- (27) 胡元超氏は阿史那社爾墓が象山為塚型を採用する理由となった武功について具体的に述べていないが，それについては『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表に記事が見える。
- (28) 李思摩の事跡については，鈴木宏節「突厥阿史那思摩系譜考—突厥第一可汗国の可汗系譜と唐代オルドスの突厥集団—」（『東洋学报』87-1，2005年）を参照。
- (29) 唐代の封爵制度と食封制度については，仁井田陞「唐代の封爵及び食封制」（初出1939年，仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』，東京大学出版会，1997年），日野開三郎「唐租庸調時代食封制の財政史的考察」（初出1966年，同著『東洋史学論集』12卷，三一書房，1989年），礪波護「隋の貌閭と唐初の食実封」（初出1966年，同著『唐代政治社会史研究』，同朋舎，1986年），山根清志「唐朝前半期における食実封制について」（『歴史学研究』505，1982年）などを参照。ただし，食実封を保有する家と封戸の關係については，礪波・山根両氏の間で論争がある。
- (30) 注5 来村多加史『唐代皇帝陵の研究』上編第1章「唐代陵墓制度の成立と発展」では，これを「従葬制度」と呼称している。
- (31) 『冊府元龜』卷一三八・帝王部・旌表では，永徽六年（655）正月に高宗が昭陵に行幸し「貞観以来勲賢大臣陪葬者」の祭祀を命じたことと，同年三月に「始終著名」な「凌煙閣二十四功臣」を選抜して祭祀したことを別個の案件のように扱う。しかしながら後者が当時昭陵に陪葬された者に限られており，「始終著名」でも昭陵に陪葬されていない者は祭祀の対象から外れていることをふまえれば，両者は別の案件ではなく同一の案件と思われる。前者は高宗が勅命を下したこと，後者はその実行の結果であろう。
- (32) 以上の裴寂の事績については『旧唐書』卷五七，『新唐書』卷八八の本伝を参照。
- (33) 以上5名の「太原元從」については『旧唐書』卷五七，『新唐書』卷八八を参照。
- (34) 太宗の婚姻政策と駙馬の失脚については，拙稿②のほか布目潮瀨「唐朝初期の唐室婚姻集団—公主の婚家先を中心として—」（同著『隋唐史研究』，京都大学文学部内東洋史研究会，1968年）も参照。また当該時期の政争に関しては，孫国棟「唐貞観永徽間党争試釈」（初出1980年，同著『唐宋史論叢 増訂本』，商務院書館，2000年）に詳しい分析がある。

- (35) 樊波・張彦「唐初低級功臣子弟仕途走向—以新見『錢仁昉墓誌』為中心—」（『唐都學刊』26-6, 2010年）を参照。
- (36) 「賢才主義」については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（初出1959年、同著『増補 隋唐帝國形成史論』筑摩書房、1998年）、同「西魏「六條詔書」における士大夫倫理」（初出1967年、同著『中國中世社會と共同体』、國書刊行會、1976年）を参照。谷川氏は同著『隋唐世界帝國の形成』（初出1977年、講談社、2010年）210頁で太宗の發言を賢才主義の典型と捉えている。また趙克堯・許道勳著『唐太宗傳』（人民出版社、1984年）第7章「任賢政治」では、太宗が才能と徳行を兼備こそ理想の人材と考えていたと指摘する。これは谷川氏の見解と通底するものがある。
- (37) 陳氏注1前掲『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」、守屋美都雄著『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—』（日本出版協同株式會社、1951年）第7章「山東士族の命運」、愛宕元「唐代范陽盧氏研究—婚姻關係を中心に—」（川勝義雄・礪波護編『中國貴族制社會の研究』、京都大學人文科學研究所、1987年）を参照。
- (38) 池田温氏注2論文を参照。
- (39) なお、『貞觀氏族志』・『姓氏錄』の比較については、魏明孔「唐代『氏族志』与『姓氏錄』比較趨議」（『西北師大學報（社會科學版）』1987年3期）でもなされているが、唐初政治史の展開を世族地主（門閥）と庶族地主（新興階層）の階級闘争と見なしたうえで比較を進めており、再考する必要がある。近年、梁恒唐「從貞觀『氏族志』到顯慶『姓氏錄』」（樊英峰主編『乾陵文化研究』（八）、三秦出版社、2014年）が発表されたが、池田温氏に代表される先行研究の域を出ない。
- (40) 禁婚令の意義については、池田氏注2論文、愛宕氏注37論文を参照。
- (41) 唐初の功臣と山東門閥の通婚の実例を挙げると、『金石萃編』卷六八所収の「鄭仁愷碑」によると、房玄齡は滎陽鄭氏北祖房の鄭仁愷に娘を嫁がせ、さらに、張晋平編著『晋中碑刻選粹』（山西古籍出版社、2001年）所収「王約墓誌」によると、太原王氏大房の王約にも娘を嫁がせている。また、「二十四功臣」の程知節は本人の墓誌（『昭陵碑石』157頁）によると、栄達した後に後妻として清河崔氏を娶った。
- (42) 『唐會要』卷三六・氏族・顯慶四年（659）九月五日條の割注によると「上親製序、仍自裁其類例（上（高宗）、親ら序を製し、仍りて自ら其の類例を裁く。）」とあって、高宗は『姓氏錄』の序文を撰したうえで、自らも氏族の格付けを定めた。また、功臣政策⑫でも高宗は自ら功臣の等級を定めたという。一般的には高宗期の國政は則天武后が壟断していたと考えられているが、高宗期の功臣政策・氏族政策は則天武后だけでなく、高宗の意向も強く反映されている。
- (43) 陳寅恪「李唐武周先世事跡雜考」（初出1936年、同著『金明館叢稿二編』、生活・讀書・新知三聯書店、2001年）、宋德意「唐武士護事跡弁証—兼論家世武則天冊立為后影響—」（初出1982年、同著『唐史識小—社會与文化的探索』、稻郷出版社、2009年）、雷家驥『武則天』（人民出版社、2001年）、杜文玉「武則天家族源流述略」（『陝西師範大學學報』（社會科學版）2002年2期）などを参照。
- (44) 『姓氏錄』における氏族の序列については注2池田温氏の論文を参照。
- (45) この点については、注1で挙げた陳寅恪氏の研究を参照。後に久保田浩二「武周朝における三省六部の人的構成—玄宗開元年間との比較を中心として—」（『竜谷史壇』96、1990年）で同時期の政權中枢部の人的構成を分析したことにより裏付けられた。
- (46) 西村元佑「則天武后における政治の基本姿勢と科挙出身宰相の活躍」（『竜谷史壇』72、1977年）、注45久保田論文を参照。



(愛宕元訳注『游城南記 [宋] 張礼撰 / 訪古遊記 [明] 趙岷撰』京都大学学術出版会、2004年より。
 なお本図は張沛編『昭陵碑石』、三秦出版社、1993年所収の図を日本語表記に改めたもの)

New Aristocratic Order as Evidenced by Burials Accompanying Imperial Mausolea in Early Tang China: With Special Reference to Emperor Taizong's Mausoleum

HORII Hiroyuki

This paper explores the meaning of the burials accompanying imperial mausolea during the reigns of Emperors Taizong (r. 626-649; the second emperor of Tang) and Gaozong (r. 649-683) of early Tang China. In Tang China, those who served for the masters and those who were descendants were buried by the tombs of the masters and ancestors. Following this practice called *peizang* 陪葬, Emperor Taizong ordered meritorious vassals who played the important role in the founding of the dynasty, princes and princesses should be buried in areas adjacent to his own mausoleum called Zhaoling 昭陵. His successor, Emperor Gaozong adopted the same practice. Why did these two early emperors of Tang China have to adopt this practice?

The author has previously considered the formation process of the ruling elite class at the beginning of the Tang Dynasty based on the *Zhengguan Zhizu Zhi* 貞觀氏族志 [Record of Aristocrats of the Zhengguan Era (627-649)] compiled under the directive of Emperor Taizong. In it, aristocrats of the ruling class were listed as *shi* 士, and these aristocrats were ordered into nine classes based on the individual talent and wisdom. Under this system, Emperor Taizong placed the meritorious vassals in the upper classes of aristocratic social status. Furthermore, Emperor Taizong encouraged other aristocrats to establish kin relationship with the meritorious vassals. This policy was meant to overcome conflicts among local elites that characterized the Northern and Southern Dynasties Period (439-589) and hoped to form the new ruling class suitable for the newly unified empire.

In reality, however, even during the reign of Emperor Gaozong who compiled the *Xingshilu* 姓氏錄 [Record of Aristocratic Families], a revision of the *Zhengguan Zhizu Zhi*, bureaucrats were unwilling to accept the new Tang official system of nine classes of the aristocratic order. Indeed, the aristocratic order based on the Han Chinese great clans from Shandong since the Northern and Southern Dynasties Period persisted.

The purpose of Emperor Taizong's adoption of the practice of burying the meritorious vassals in areas adjacent to his own mausoleum was to visualize and symbolize the elite social order based on contribution to the founding of the Tang Dynasty. The meritorious vassals who were selected to be buried adjacent to his mausoleum were those who fit in Taizong's ideal image of scholar-officials with wisdom and talent and were listed in the *Zhengguan Zhizu Zhi* as those of very high rank. Emperors Taizong and Gaozong intended to honor scholar-officials with wisdom and talent. They ultimately hoped that the new elite social order defined by the Tang Dynasty be fully adopted by the society.

It is also important to note that Emperor Gaozong's policies were also reflected in the policy of his Empress Wu Zetian (624-705), who, after the death of her husband, established the new Wuzhou Dynasty and proclaimed herself as the ruler of China (r. 690-705). During her administration, she promoted Civil Service Examinee Bureaucrats to important posts.

Her selection of fit persons for higher positions faithfully followed Emperors Taizong's and Gaozong's policy of selecting scholar-officials with wisdom and talent. While historians tend to emphasize discontinuities of administration from Tang to Wuzhou, in a sense the policy of selecting fit persons for higher positions continued from Tang to Wuzhou.

Keywords: Early Tang Chinese history, aristocratic social ranking system, imperial mausolea, personnel management, Emperor Taizong, Emperor Gaozong, Wu Zetian.